

MieMu

みえむ

2017

No.
04

三重県総合博物館資料叢書

Mie Prefectural Museum Collection Report No.04

津興拾石米去年評議上
相改口付通如元親書方為
役料向後云役支配者也

夏方
依次
清水
信厚

宣永二^丙年十一月十六日

津興十石米役料書付 (伊藤又五郎家文書)

桑名御領に漆育成申す
漆は昔より此山にありて
紅漆は元来此山にありて
赤漆は元来此山にありて
黒漆は元来此山にありて
白漆は元来此山にありて
黄漆は元来此山にありて
緑漆は元来此山にありて
紫漆は元来此山にありて
青漆は元来此山にありて
灰漆は元来此山にありて

中平
吉三
吉右

本館取付
吉右

桑名御領での漆育成につき達 (正木家文書)

御延引願に口上書
御領に代り申す
御領に代り申す

宣永三年十月

正木

松平越中守様所替え御延引願につき口上書 (正木家文書)

北条義時書状

將軍足利義滿御内書

伊勢守護畠山高国感状

徳川家康書状

伊藤又五郎家文書

正木家文書

はじめに

三重県総合博物館 (MieMu) は、開館四年目を迎え、昨年九月には累計入館者一〇〇万人目のお客様をお迎えすることができました。日頃から、たくさんのみなさまに当館をご利用いただき、厚く感謝申し上げます。

さて、当館では、企画展等の図録をはじめ、博物館研究紀要、資料叢書、情報誌、年報等の刊行物を発刊して、みなさまに当館の活動を知っていただき、ご利用していただけるよう日々取り組みを進めております。また、館内の資料閲覧室では、歴史的公文書や古文書等の歴史史料や自然分野の標本など実物資料の閲覧も実施し、活用していただいております。

当館の調査研究活動の一環として発刊しております『三重県総合博物館資料叢書』は、公文書館機能を持つ当館の所蔵資料をはじめ、三重の自然と歴史・文化に関する資料についての資料調査や史料翻刻を行い、その成果を刊行してみなさまの利用に供するものです。

資料叢書 No. 01 から No. 03 までは、津藩・藤堂家に関する史料を紹介してまいりましたが、本年度は当館所蔵文書の紹介という観点から資料を抽出し、中世から近世にかけての資料を翻刻しました。具体的には、当館所蔵の購入文書の中から、鎌倉時代から安土桃山時代にかけての代表的な文書を選び出して翻刻し、津藩支配下の津町町年寄であった伊藤又五郎家文書からは由緒や格式等、伊藤家に関する文書を選択して掲載しました。また、平成二十八年度に正木家よりご寄贈いただきました文書のうちから桑名藩主との関係がわかるものや、大泉新田開発・正木家の由緒に関するものを採録いたしました。これらの資料は、津・桑名藩研究はもちろん、三重県の歴史・文化の基礎研究の貴重な史料となるものと考えております。

今後とも、多彩で魅力的な博物館づくりを目指してまいりますので、みなさまの温かいご支援とご協力をいただきますよう、心よりお願い申し上げます。

最後になりましたが、本冊の刊行にあたりまして、多大なご協力を頂きました正木家のみなさまに厚くお礼申し上げます。

平成三十年三月

三重県総合博物館

館長 大野 照文

目次

口 絵

はじめに

目 次

凡 例

北条義時書状

將軍足利義滿御内書

伊勢守護畠山高国感状

徳川家康書状

伊藤又五郎家文書

正木家文書

資料解説

あとがき

口絵目次

津興十石米役料書付（伊藤又五郎家文書）

桑名御領での漆育成につき達（正木家文書）

松平越中守様所替え御延引願につき口上書（正木家文書）

1

7

37

53

細目次

一、北条義時書状・將軍足利義滿御内書・ 伊勢守護畠山高国感状・徳川家康書状			
一 北条義時書状	3		
二 將軍足利義滿御内書	4		
三 伊勢守護畠山高国感状	5		
四 徳川家康書状	6		
二、伊藤又五郎家文書			
一 伊藤又五郎由緒書覚	8		
二 文化十二年伊藤又五郎由緒書写	9		
三 津興十石米役料書付	26		
四 褒美受領につき覚	26		
五 高山様式百回忌につき菓子献上願	27		
六 当家格式記録	28		
七 御着類拝領覚	30		
八 足痛病につき退役隠居願	31		
九 安永四年伊藤又五郎由緒書写	32		
三、正木家文書			
一 殿様お出遊ばされるにつき書状	38		
二 大溜守神場所見分につき書状	38		
三 殿様大溜へお出遊ばされるにつき書状			38
四 大泉新田開起につき二町下賜達			38
五 桑名御領での漆育成につき達			39
六 寛文四年大泉新田年貢割付状			39
七 大泉新田開発略記			40
八 作徳米御免につき差上一札			41
九 松平越中守様所替え御延引願につき口上書			43
一〇 大鏡院様御位牌写形見として頂戴につき覚			44
一一 作徳米上納仕につき指上一札			44
一二 神明宮・八幡宮・牛頭天王社勸請書			46
一三 禰宜名跡譲るにつき一札			47
一四 松平越中守様御機嫌伺につき覚			47
一五 大溜・小溜水等につき取替させ置一札			48
一六 大溜分水日影石不埒につき申上			49
一七 正木家旧記につき覚書			50
一八 正木嘉兵衛の格式につき申渡			50
一九 正木嘉兵衛倅利助の大溜掛り見習申渡			51
二〇 正木嘉兵衛の大泉新田庄屋役申渡			51
二一 正木嘉兵衛の格式につき申渡			51
二二 正木嘉兵衛の大泉新田庄屋役申渡			52
二三 正木嘉兵衛の戸長補申付			52
二四 正木嘉兵衛の真宗教社副社長申付			52

凡 例

一、本冊は、『三重県総合博物館資料叢書』No.04として、三重県総合博物館所蔵の資料四点、伊藤又五郎家文書から家政関係文書を九点、正木家からご寄贈頂いた「正木家文書」から大泉新田開発を中心とした文書二四点を翻刻したものである。

一、史料の収録に当たっては、編さんの都合上、原史料の意味を損なわない程度に以下のように取り扱った。

(1) 史料を読みやすくするために、読点・中黒点を適宜施した。

(2) 漢字は固有名詞を除き常用漢字を原則として使用したが、俗字・異体字・略字等はそのまま使用したものもある。

(3) 変体仮名は平仮名に改めたが、助詞に用いられている「而(て)」「江(え)」「茂(も)」「者(は)」「与(と)」はそのままとした。なお、合字は左のみを生かした。

(4) 誤字・当て字は原則としてそのままとしたが、意味の取りにくいものは(ママ)(―)(―カ)と注記した。また、脱字・衍字は(―脱)(―脱カ)、(衍)(衍カ)と注記した。

(5) 判読不能文字については、□「」で表記し、その原因が破損・虫損・摩滅による場合は、それぞれ(破損)(虫損)(スレ)と注記し、文字が推定できるものは(―)(―カ)で示した。

(6) 包紙は(包紙)、端裏書は(端裏書)、付箋は(付箋)の注記をし、文面を「」で括ってその位置に表記した。また、行頭など、その位置に表記できない場合は、*で位置を示した。

(7) 欠字・平出・台頭は原則原資料とおりとした。

(8) 人名・地名等、編さんにあたっての注記は活字を小さくして()を付した。

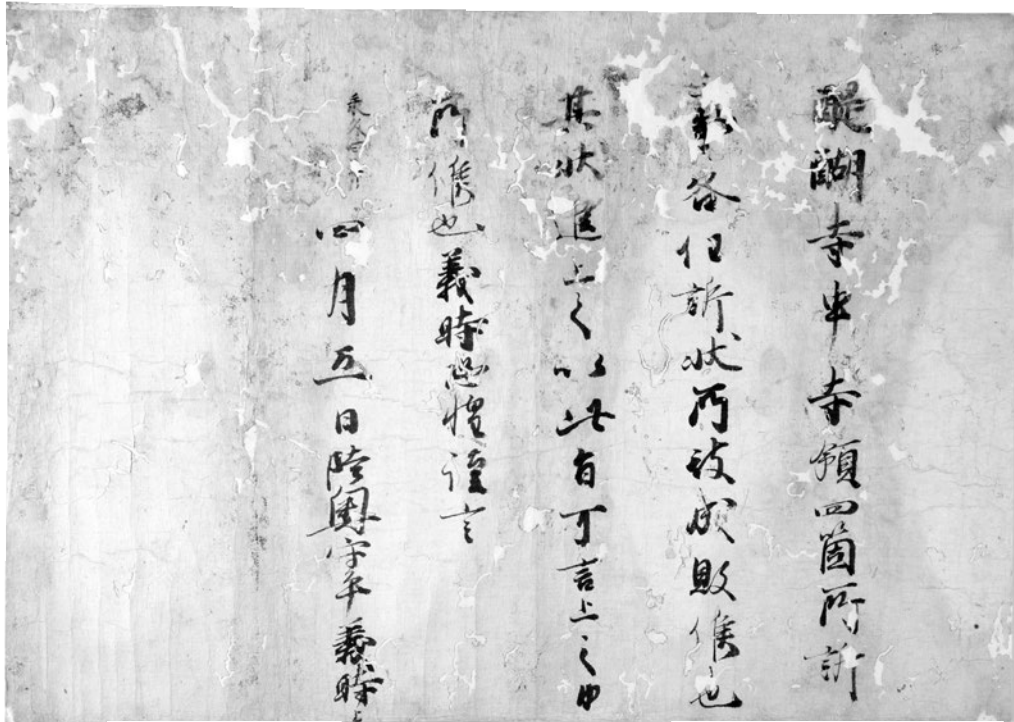
一、本冊の本文のうち、当館所蔵文書の翻刻・校合・編集は環境生活部文化振興課県史編さん班小林秀が行った。「伊藤又五郎家文書」「正木家文書」の各史料の翻刻・校合・編集は、三重県総合博物館調査・資料情報課及び経営戦略広報課藤谷彰・太田光俊・井上有希・山本梨加・植田佳子が行った。また、表紙は堀江真季子が、全体の編集は藤谷彰が作業を行った。

北条義時書状

將軍足利義滿御内書

伊勢守護畠山高国感状

徳川家康書状



【訳文】

醍醐寺申寺領四箇所訴

事、各任訴状、所被成敗候也

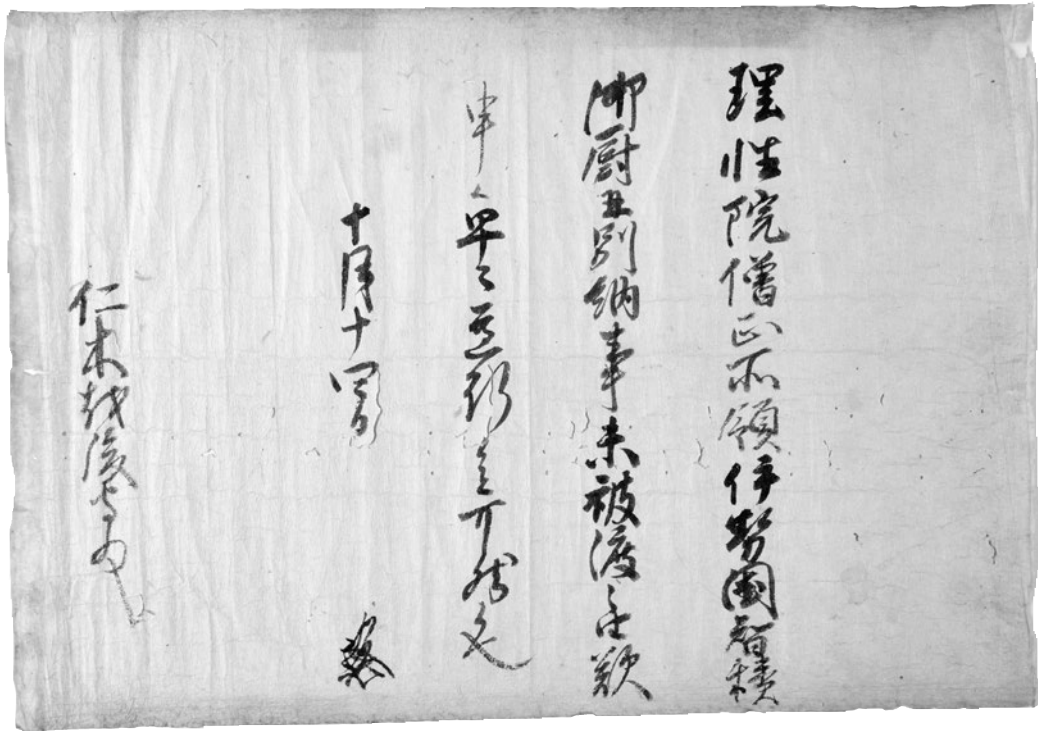
其状進上之、以此旨、可言上之由

所候也、義時恐惶謹言

「承久四年」

四月五日 陸奥守平義時 上（裏花押）

北条義時は、鎌倉幕府二代目の執権。醍醐寺が訴えていた寺領四か所について、醍醐寺の訴状どおり処理する旨、申し渡した。異筆の付年号の承久四（一二三二年）は、承久の乱の翌年にあたる。醍醐寺領四か所のなかに、伊勢国一志郡に所在した曾祢荘（松阪市）が含まれる。



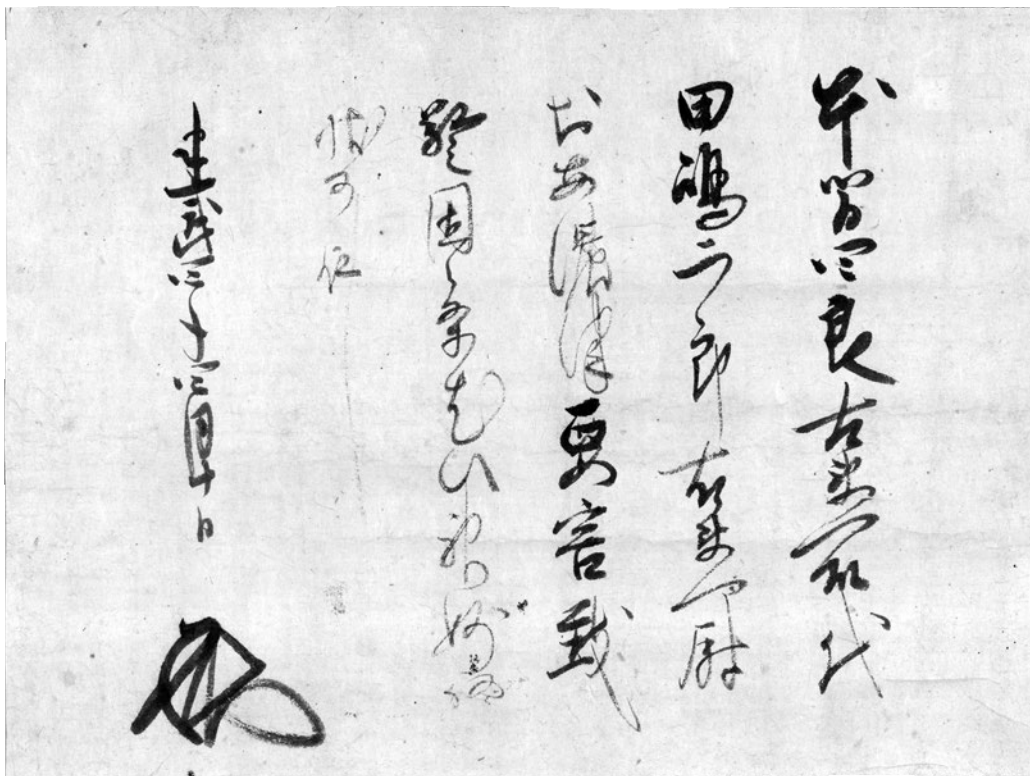
【訳文】

理性院僧正所領伊勢国智積
 御厨并別納事、未被渡之由歎
 申候、早々遵行候者、可然候也

十月十四日 (花押)

仁木越後守殿

御内書とは、將軍が花押を据えた書状形式の文書様式で、日下の花押は三代將軍足利義滿のもの。伊勢国三重郡所在の智積御厨（四日市市）を、醍醐寺別院の理性院の僧正に渡すよう、伊勢国守護仁木満長に命じたものである。年号を欠くが、関係史料から、明徳元（一三九〇）年に比定される。



【訳文】

本間四郎左衛門殿代

田島二郎右衛門尉、

於安濃津要害、致

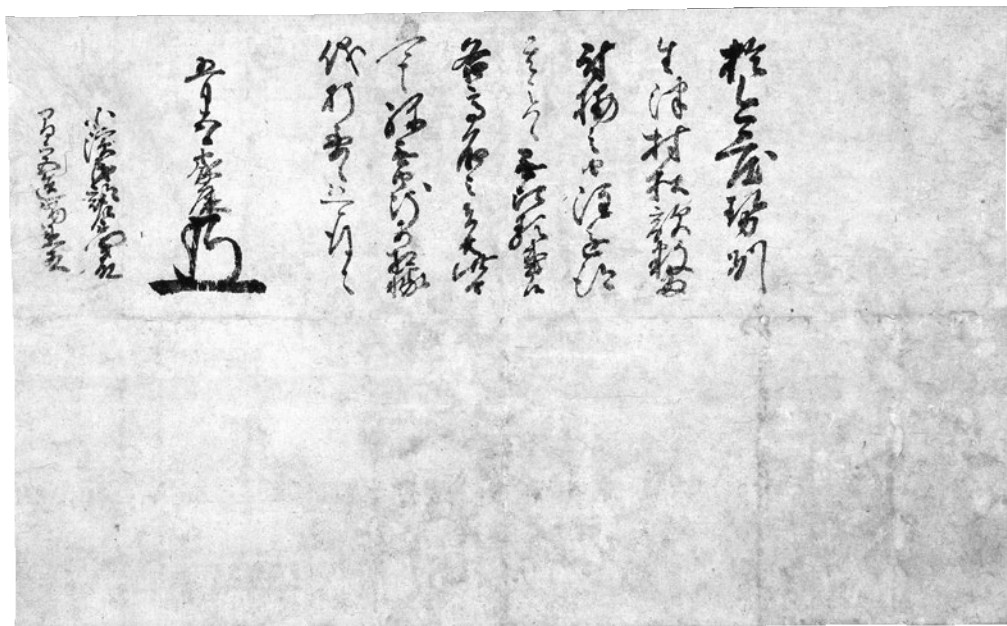
警固之条、尤以神妙、仍

状如件

建武四年四月十日

(花押)

北朝方として安濃津要害の警護にあたった、本間四郎左衛門有佑の家人田島二郎右衛門尉貞国への、伊勢守護畠山高国の感状である。本間氏は、伊勢国朝明郡内で地頭職を有した在地武士で、北朝方として伊勢国内の各地を転戦した。『本間文書』は東京大学史料編纂所架蔵の影写本で知られるが、本文書はその原本。伊勢国内での南北朝動乱期の動向を知ることのできる史料である。



【訳文】

於今度勢州

生津・村松、敵数多

討捕之由注進、得

其意候、無比類事候、

各高名之者共、此由

可申候、弥無由断可相稼

儀肝要候、恐々謹言

五月十五日 家康（花押）

小浜民部左衛門尉殿

間宮造酒丞殿

天正十二（一五八四）年の小牧・長久手の戦いに際して、徳川家康が、伊勢国生津（大湊・明和町）と村松（伊勢市）で戦功をあげた小浜景隆と間宮信高を賞したものの、小浜氏は現在の鳥羽市小浜を本拠とし、甲斐の武田氏に仕えた後、徳川氏の家臣となつた。

伊藤又五郎家文書

一 伊藤又五郎由緒書覚

覚

一 伊藤之家族又綿谷氏と号ス、先祖綿谷平六兵衛事伊勢軍記等ニ出
阿濃之諸郷を領して軍功有之、或は山田ニ住して武勇度々也、其
後綿谷源五左衛門長野家幕下ニ属、近郷之百姓を領して一年に一
度宛津方長野江参勤仕候由

一 長野家末之侍小者共津江参悪事有之ニ付百姓共と違論出来之刻、
綿谷源五左衛門長野家之者を擒置、惣百姓召連右之趣相訴候処、
百姓之申分被聞届、長野殿中間ニ至迄源五左衛門可為支配旨百姓
共江書付出ル、織田上野介殿為長野家之名跡入国之後、如先代幕
下ニ属ス

一 其後富田信濃殿津江御入之砌源五左衛門更名伊藤又五郎被召出、
綿谷先代支配之内於観音寺村知行百石改而被遣之候、則其御判物
爾今所持仕候、町方并近郷之支配被申付候、城主御懇意ニ而書通
等有之、信濃殿高野江御立退之砌又五郎御供可仕由達而望候得共、
其方事数代当地ニ住し町郷中之目あかしニ候得者、居留可申由遂

許容無之候

一 信長公治世天正八庚辰年阿漕浦之辺り津興村引、今此津ニ御城建
立城主織田上野介殿、其後信濃殿御代慶長五庚子年八月石田治部(三成)
少輔乱当城を責、其時城主ニ者

家康公ニ供奉し宇津宮ニ在シニ城代樋上源兵衛下知、依之地士伊
藤又五郎并頭立候者三拾六人、其外町人不残召連籠城に加り、或
は四方之口を堅メ源兵衛下知して相戦ひ、釜屋町に西来寺有之郷
中無足人加勢ニ参、川を一ツ隔戦ひ危候ニ付、西来寺ニ火を懸ケ
町中不残焼立、皆々籠城して城相渡し不申候、其時面々才覚を以
財宝近辺郷中又者山田辺江船ニ而退申事、観音本尊ハ本願院慶照
才覚を以南之黒部江退申候、城主此由を聞召宇津宮方早船ニ而御
着、皆々忠勤之抽し城相渡不申事手柄ニ思召、御歛有之て為御褒
美樋上源兵衛ニ命して津町之地代を此時御免許有之候

一 高山様御入国之節被(藤堂高虎) 召出、如先代相勤可申旨被 仰出、御扶持
方御切米被為下御印帳ニ御載被為下候

一 高山様大坂御在陣之節為窺御機嫌伺公仕候得者、町郷中之儀被為
成御尋、御凱陣以後町并近郷茂支配可仕旨被 仰付候

高山様御印御座候帳面所持仕候

又

右之通ニ系図書往昔方持伝候付書上申候、以上

伊藤又五郎

寅

六月

一此系図書之儀者明和七寅年六月時之御奉行葛原半大夫殿当家由緒

書入御覽候様ニ被 仰聞、依之先祖方持伝候系図書写帳面ニ相認、

外ニ壹通先代方御褒美之儀并又五郎相務候年数等之儀相認入御覽

申候、尤同月廿三日源五郎持参指上候以御逢被成委細ニ御承知被

成、其方家之儀兼而承り候方格別成系図有之、殊ニ先代於

御城御褒美等被下候儀者家之規模ニ候、往昔方無断絶致相統候義者

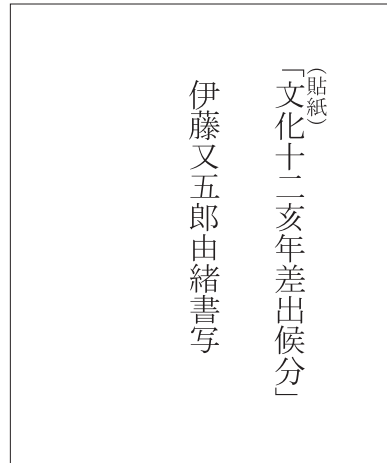
目出度事ニ候、又五郎義者年久敷相務候義務功も有之事故、少々

御心様ニ御含置被成度思召候由御懇意ニ被 仰聞候事、尚又奥ニ

可記

二 文化十二年伊藤又五郎由緒書写

(表紙)



伊藤又五郎先年差出候系図由緒書并勤書

系図由緒寛

一藤原姓菘山氏又綿谷と号、先祖菘山某伊勢国阿濃之郷を領シ軍功

有之、有謂憚而山田ニ居住、本氏を憚綿谷を名乗、中興綿屋志摩

法名道林と号ス、同息志津摩先祖之遺跡を領ス、同姓綿谷平六兵

衛事武勇世ニ顕、是又有謂憚山田ニ逼塞ス、同家族綿谷内記・同

外記等茂世々師職ニ而、内記義者由緒有之、阿部豊後守殿猶子と

成、定紋等阿部家之紋所被下之、爾今毎年衣服上下等被送之

道林方三代目

綿屋源五左衛門

一 足利家之時代、津江来住、当国長野次郎殿幕下ニ属し、先祖之通阿濃津并近郷を領し、長野殿御家来中間をも支配仕、大永二壬午年八月十四日長野殿御目代衆方津四郷へ出候書付所持仕候

一 弘治年中、長野殿方威臣細野伊豆守殿江被命阿漕方今此津ニ被引移、城を被築候付町人共引連移、本津之屋敷跡を田畑ニ起し領主地士と成、町方近郷を支配仕候

四代目

綿屋源左衛門

一 永禄年中、織田掃部介殿押領として津江被移候節茂幕下ニ属し、其後元龜年中・天正年中、織田上野介殿御入国之節も幕下ニ属し、津并近郷支配仕、元龜年中、上野介殿方津町諸公事御免許之書付所持仕候

五代目初名源左衛門、後更名

伊藤又五郎

又後剃髮仕

常友

一 太閤秀吉公治世天正十一未年、富田信濃守知信殿津城主として御移之節、源左衛門更名又五郎被召出、先代之通地士ニ而津町并近郷之支配被申付候

一 慶長五庚子年八月廿三日朝、石田治部少輔乱世討手として毛利・

長曾我部之大軍ニ而当城ニ押寄、四面より打囲ミて攻ル、其時城

主信濃殿ニ者関東之御味方として(徳川家康)権現様ニ供奉し、宇津宮ニ在

陣故、時之城代樋上源兵衛下知して、地士伊藤又五郎并頭立候者

三拾六人其外町人召連籠城ニ加り、四方之口を堅、城中能防戦ひ

し程ニ、寄手者多討れて引けるか、翌日ハ殊ニ烈敷攻寄、郷中無

足人も加勢ニ參、川を隔戦ひ候得共、危故西来寺ニ火をかけ町中

不残焼立、皆々籠城して持こたへ、此由被及城主聞、宇津宮方早

船ニ而津着有之、皆々忠勤を被励、斯迄城持こたへ候事、手柄之

御褒美樋上源兵衛へ被命、扨寄手追々かり競ひほこりニ之丸迄攻

破けれハ、知信殿ニも本丸を被出、士卒を被励、こみかゝる敵を度々

被追立、敵之首数多討取候得共、味方も多討れ、知信殿も本丸へ

被引取、此日も城者持こたへて落さりしか、敵者四方ニ満くて

味方者残少に成、詮方も無之所、敵方方噯を入れて城を明渡され候

様との事ニ而不得止被引退、夫方高野山へおもむかれける、信濃殿御立退之節、又五郎義も御供可仕由達而望申候得とも、其方事ハ数代当地ニ住し、町郷中之目あかしニ候得ハ、居留可申由許容無之候

一慶長八年二月朔日、関ヶ原御陣御利運信濃殿御加増拝領有之、高野山方被召出、再津城主ニ被仰付候故、先達而籠城忠精を押し城相渡不申事手柄ニ思召、為褒美津町之地子被免許、又五郎義も綿屋先代支配之内於観音寺村之内ニ而知行百石被下置、則其節之御判物所持仕候、此外御懇意ニ而御書通有之数通所持仕候

一慶長十三申年九月、

(藤堂高虎)

高山様御入国之節被召出、如先規可相勤之旨被 仰出、同年十二月廿五日拾人扶持式拾五石被下置、御家中並 御印帳ニ御載被為下、則御扶持方之義 御印紙頂戴仕候、猶又津興之内西之野と申所ニ而先祖之古三味地七反余之所、其儘被下置拝領仕、其後貞享三寅年御内検地之節も被任先規除地ニ被 仰付、則其節御奉行所方御書付所持仕候

但先御城主之時者知行百石被下置候ニ付、先代之通被成下候様、

親類伊藤吉左衛門・彦根御家中川北庄兵衛、其節格別

高山様御懇意ニ而、井伊様へ之御内用等も承候者ニ御座候ニ付、此等之者方御内々御直々御願も申上呉候処、時々御城主之御黒印ハ、其時々御城主之思召次第と申事之由、則御家ニ而者拾人扶持廿五石ハ、百石余之格ニ候段 御意有之由、庄兵衛方方申越候

一同十四年十一月八日、御米売払被成候御手形、奥山弥五左衛門殿

へ初而相渡、御米捌之義も被 仰付相勤、元和・寛永年中二者

(藤堂高次)

大学様御米も捌方被 仰付相勤、其頃之代銀御請取書も所持仕候

一同十九年十月十六日、

高山様大坂御陣御立被遊候節、御供奉願候処、御留守之義無油断相守候様被

仰付候、大坂御在陣中為窺御機嫌伺公仕候得共、御国元町郷中之事共御尋被遊、則御内用等も被 仰付、御奉行所へ之御書等も持参仕候、其節之御書も所持仕候

一大坂御凱陣後、為窺御機嫌京都迄伺公仕候処、御前へ被召出、今般御戦功

上様御感之上、為御恩賞御加増地并ニ金銀之分銅御拝領被遊、難

有 思召候由、其方も忝可存旨、猶早々罷歸り下々へも安堵仕候

様可申聞旨御意被遊、則御書壱通被下置罷歸夫々申聞、一統安堵

仕難有り申、其御書所持仕居申候、其外時々為伺御機嫌、御在府

中参上仕候、度々御懇意ニ而 御前へ被召出、御国元御内用向茂

蒙 仰、其節々御書付も御奉行所方被下置所持仕候、此外

高山様

左兵衛様

(藤堂高次)
大通院様御書・御判物等数通所持仕候

一慶長十七年、観音堂外陣御再建ニ付、御作事奉行吉田貞右衛門

様へかり肝煎候様被 仰出、御用向都合好相勤、則棟札ニも書記

御座候

一元和四年、堀川御普請被 仰出、町中へも人夫被 仰付、肝煎

候様ニと被 仰付相勤候所、勤中病氣付御断申上、忝御用向被

仰付相勤申候

元和四戊午年四月廿日病死仕候

六代目初名源五左衛門、後更名

又五郎

一元和四年五月、家督式拾五石五人扶持被下置、諸事親常友通被

仰付相勤申候

一元和六庚申年、大坂御城御普請被 仰出、西国・四国・中国諸御

大名御手伝被 仰付、

高山様繩張御改、一統御普請之御差図被遊候様被為蒙 仰候所、

御手柄被遊候付、為御祝儀江戸表へ参上仕、献上物等も仕候処、

御目見被 仰付、則目錄ニ御印被成下候

一同年十一月、病身ニ付逼塞奉願、幼年之忝傳十郎へ諸事為見習候

様被 仰付被下、然ル所

御意ニ違候由ニ付、親類伊藤吉左衛門・彦根御家中川北庄兵衛を

以御理り申上候所、早速御聞濟被為成下、猶又御扶持方も親之時^等

之ことく可被下旨 御意有之候旨申来、其後寛永五辰年二月十五

日被 召出、先世之通御加増被下出勤仕候、其節庄兵衛方方之書

常友義

状御座候

一寛永五辰年、観音樓門并二王御建立被遊候付、御用筋被 仰付相

勤、其節寺中本願坊同道ニ而江戸表へ伺ニ参上仕候処、御書被成下所持仕候

右
又五郎義

寛永十三子年四月十九日病死仕候

七代目幼名傳十郎、後

又五郎

一
親又五郎義、元來病身ニ付御願申上、傳十郎九歳之時寛永八辛未年七月、初而江戸表へ罷下

大通院様へ御目見仕、其後寛永十三子年四月、親又五郎義病死仕、傳十郎義者十三歳ニ而未忝人立難相勤候得共、家柄之者ニ御座候而、跡目拾石五人扶持被下、母方之祖父立町栢原正金と申者後見ニ被

仰付、其外諸事親之通被為 仰付相勤申候、其後五年目ニ正金

相果、又親類分部町柿田三右衛門と申者後見被

仰付六年相勤、寛永十九年、十九歳ニ而後見御免、忝人立相勤、

其頃者津興組大庄屋・津町惣年寄と役名両様ニ御書付ニ出申候

一 寛永廿未年九月、津町中間数帳被

仰付、調差上申候、其節御紋付御上下一具拝領仕候

一 寛永十九年方寛文二寅年迄、拾石ニ五人扶持ニ而相勤居候処、身上はたばり無之身ニ而、家来召抱役義相勤、年々身上無力相成候付、其段連々御奉行所ニ御訴詔申上候処、無拋様子委被聞召届候間、

殿様御帰城之刻被達 御聞可被下間、夫迄相待候様ニと被仰打過申候得共、其頃者御滞府被成御座候付、御帰城奉待候内、年々身上無力、町中諸役之人遣も仕兼申候故、同年御奉行所米村安左衛門様・三浦少介様へ御願申上、(藤堂)仁右衛門様并ニ御奉行所方江戸御側御老衆様方へ御添状被下、同三卯年正月、江戸表へ御訴詔ニ罷下り候之処、如先々式拾五石拾人扶持御加増被成下、同四月御加増之御礼鳥目三拾疋差上

御目見仕候、其節之御状之写等も被下所持仕候

一 寛文三卯年、大門町へ御客屋御普請被 仰付、御客屋地面之内表

間口三間式尺、裏へ拾五間三尺、此代小判式拾九両銀八匁六分三

厘差出、則御客屋預り主ニ被 仰付、右家修補之事、金子式両ニ

かゝり候、破損ハ又五郎可弁之、式両方過たる破損者御作事奉行

方可令沙汰旨被 仰付、其迄者宿屋町ニ居宅有之候処、引越料金

式拾兩被下引越申候、尤其節ハ御客屋之内ニ家内共住居所被仰付有之候処、元禄四未年御再建之節、又東へ地面買足被

仰付、只今之通別住居ニ相成申候、門長屋茂続有之候処、同十四年

公儀御代參横瀬美濃守様御泊ニ相成、其節忌中ニ而差支候付続候所御切分ニ相成申候、勿論御繕等者御作事方被成下、猶又掃除給も金六兩ツ、年々被下候所、享保十九年方御手形米拾五俵ツ、被下候

一延宝二寅年六月、湊口御普請被

仰出、新湊口出来ニ付右御用掛り被 仰付、相勤申候而御褒美拝領仕候

一同六年七月廿五日、於御城、御紋付御帷子壹ツ拝領仕候

一同九酉年三月廿五日、御奉行所へ被召、常々能相勤候為御褒美御吳服壹ツ拝領仕候

一天和三亥年、一統町郷中之者刀指候義無用と

公儀方被 仰付候義有之、其節町役勤居候而者刀指候義御差留不被成候而者不相濟、被下米も石取ニ而者御差留^支ニ付、御切米・御

扶持方ニ御直不被成候而者御差支之由、併是迄右之通之筋目ニ付、如何ニも存上候、御家中ニも可被成下哉之旨

御懇命之御内意も御座候得共、往古方斯之通相勤居申候事ニ御座候得者、何卒此儘被差置被下候様御願申上、其刻御聞届之上無扨御切米五拾五俵八人扶持ニ御直シ、刀指候義も暫無用ニ可仕旨被仰付候、乍然是迄之通御家中並 御印帳ニ御載被下候筋、相替義無御座、他行仕候節ハ、御家中ニ而帶刀仕候様ニ被 仰付候一貞享三寅年、津興御内檢地被 仰付候節、御用向被 仰付相勤、御褒美白銀式枚拝領仕候

一同四卯年十二月四日、久居方御用筋も相勤、為御褒美從

^(藤堂高通) 佐渡様御紋付御上下拝領仕候、尤久居へ被為

召下、右ニ付当御奉行所方御札状も被遣被下候^被

一元禄二巳年四月三日、御城江被為召、

御懇之御意之趣、仁右衛門様御口達白銀五枚拝領仕候

一元禄三年二月、御奉行所方毎年

御代參其外御通行等之義ニ付、平常雜用有之義及御見ニ付、造作料として向後毎年金三兩ツ、被下候旨、御書付を以被下、頂戴仕

候

但安永三千年、嚴御儉約ニ付、式兩ツ、御減ニ相成候事

一元禄四未年三月廿七日、被為 召、於

御城、仁右衛門様・御老衆様・御奉行所其外御列座、仁右衛門様

御口達、年罷寄候得共能相勤、

御上ニも珍重ニ思召候由、為御褒美金千疋被為下拝領仕候

一同五申年十二月廿五日、被為 召、於

御城、仁右衛門様・御老衆様・御奉行様御列座ニ而、仁右衛門様

御口達、平常能相勤候段奇特ニ

思召、為御褒美白銀五枚拝領仕候

一同九子年九月三日、御奉行所へ被為 召、常々能相勤候為御褒美

白銀五枚拝領仕候

右又五郎義

寛永十九年老人立勤候様相成候而元禄十三辰年迄五十九年相勤

正月廿九日病死仕候

八代目源五郎、後更名

又五郎

寛文十三丑年正月、十三歳ニ而初而

了義院様(藤堂高久)江御目見仕候、延宝六午年方見習被 仰付、元禄元辰年

方加役被 仰付、御書付等ニも名前御書加被下、同年十二月方金

三兩ツ、被下相勤申候

一元禄十三辰年三月廿二日、家督無相違被下、諸事如親可相勤旨、

名も又五郎と改可申旨被 仰付相勤申候処、病身ニ而難相勤、

同年十月親類島貫村郷土奥田与次右衛門弟年十九兵藏養子ニ仕、

御奉公申上させ度之旨奉願候所、同十五日願之通被 仰付被下、

則引取名も源五郎と改、諸事見習候様被 仰付、又五郎義同年十

二月六日病死仕候

九代目源五郎、後更名

又五郎

元禄十二辰年十月、見習被 仰付、同十四巳年二月十日家督無相

違諸事親之通、名も又五郎と成可申旨被 仰付、同年五月初而

了義院様江御目見仕相勤申候

一同十四巳年十一月十四日、御奉行所へ被為 召、

若殿様方御自画御掛物壱幅拜領仕候、尤次郎右衛門様・七左衛門

(吉武)
(玉置)

様御列座ニ而被下置所持仕候

仰付候

一 宝永二酉年、先年刀差候義御差留之者も追々御免有之、大工棟梁

一同三月四日、目付役之堅メ誓紙被 仰付、次郎右衛門様・喜太郎
様・御大横目様方御見届有之候

杯も御免有之候得共御沙汰無之故、同二月十五日御奉行所へ御訴
詔申上候処、町年寄之家名ニ而者御免難被成候間、御客屋預りと

一同四月朔日、次郎右衛門様・喜太郎様御加判御用人と被 仰付、
町郷中之義も御聞被成、此度新ニ村瀬彦左衛門様・芦川清太夫様

相成、御家中ニ相成候様一類共茂申談、何卒思案仕申出候様、次

寺社町奉行被

郎右衛門様御懇意ニ被仰下候得共、往古右之通家柄ニ而相勤来、

仰付候故、又五郎勤方諸事両方へ申出候様、目付役拵之義も御加

且先代刀無用と被 仰付候節申上置候筋御座候ニ付、其訳申上候

判御用人方・町御奉行所両方へ申出候様、次郎右衛門様方被 仰

処、尤ニ思召、往古方由緒書・御書付等も写差上候様被 仰付、

渡候

夫々写差上候処、仁右衛門様・御老衆様へも御評義之上被為達

一同三戌年九月六日、御家中並ニ

御聞候所、御聞届有之、此度刀茂御免許被成候、家業名も津興大

御着座御礼申上候様被 仰付、則五時登

庄屋と被 仰付候間、町中之義是迄之通可相勤旨被 仰渡、夫方

城仕、大工棟梁之上ニ而御礼申上、喜太郎様名披露被成下候、同

天和已前之通帯刀仕、津興大庄屋ニ而相勤申候

五子年五月晦日ニも右同断之事

一同二月廿八日、御奉行所へ被為 召、次郎右衛門様・喜太郎様御

一 正徳六申年閏二月廿六日、相続之男子無之候付、又五郎奥方内縁

列座ニ而、此度又五郎義、津興町中目付役被 仰付候、月々扨言

之甥、玉置甚三郎様厄害ニ而、齋藤孫助弟分之者年十六平四郎婿

上、歩行目付之通奉行迄可致旨、阿保秋永久兵衛格式之通と被

養子ニ仕、御用等為見習申度旨奉願上候処、

仰付候旨被仰渡、依之町中之願書等奥印不仕、裏印ニ仕候様被

御在府ニ付、江戸表へも被 仰上候由ニ而、同四月十一日願之通

被 仰付候段、清太夫様御役宅ニ而被 仰渡、同五月御着座之節
初而

御目見仕見習相勤申候

一享保四亥年三月廿八日、寺社町御奉行役者闕役被 仰付、已前

了義院様御代迄之通、御加判御奉行役、朱雀頼母様・須知彦之丞
様被 仰付、町郷中・寺社方共御一所之御支配ニ相成、右ニ付又

五郎勤方は迄之通心得可申旨、月弘言上之義御月番へ差上候様、

寺社之義又五郎調候上差出候様、被 仰付候

一享保八卯年十月六日、

御城江被為 召、仁右衛門様・御老衆様・御奉行所其外御役人様
方御列座ニ而、仁右衛門様御口達、役義能相勤候段達 御聞、為

御褒美白銀五枚被下置、拝領仕候

一同十巳年十一月廿六日、先規之通御改、津町年寄役又五郎耆人ニ
被 仰付、倅平四郎諸事加り相勤候様被 仰付、右ニ付町中諸願

書等奥印ニ仕差出候様被 仰付候

一同十一年八月廿一日、新東町取建候ニ付、

(藤堂高敏)
大輪院様御見分御通行被遊、父子共御途中ニ而 御目見被 仰付、

御奉行助之進様御供ニ而御披露有之、能建候段
(横山)
御意被成下候

一同十四酉年七月三日、津町目付役被

仰付、下目付茂兩人被 仰付、町方故障筋之義、次郎右衛門殿へ
向申出候様、尤品ニ寄差定候義へ、是迄之通御加判御奉行所へ直々
可申出旨被 仰付候

一同十五戌年四月廿一日、調達金之義出精仕候ニ付、為御褒美白銀
三枚拝領仕、御勘定所方も御米三拾俵被下置候

一同十六亥年六月廿八日、役義御免、隠居仕候、尤元禄十二辰年方

三十二年相勤隠居仕、宝曆十一巳年九月廿三日病死仕候

一 十代目初平四郎、後

又五郎

正徳六申年四月十一日、見習被 仰付、同五月初而

大輪院様江御目見仕、享保十巳年十一月、親共へ加役被 仰付、
部屋住ニ而相勤申候

一享保十六亥年六月廿八日、家督無相違親之通役儀被 仰付、同七
月四日又五郎と更名被 仰付、相勤申候

一元文三年三月廿六日、御奉行所へ被為 召、常々役義能相勤候
為御褒美白銀三枚拝領仕候

一寛保元酉年六月廿三日、於 御城御休所常々役義精ニ入、近頃町

方用心札之義も目論、奇特成義ニ 思召、委細達

御聞、為御褒美白銀式枚拝領仕候

一同三亥年五月四日、於御奉行所戸根川筋御普請御手伝被為蒙

仰候ニ付、御用調達金之義、骨折御都合ニ相成候付、為御褒美白

銀三枚拝領仕候

一同年十二月十八日、於御評定所常々町方之義精ニ入相勤候為御褒

美金五百足拝領仕候

一延享三寅年十二月十九日、於御評定所数年役義能相勤候為御褒美

白銀式枚拝領仕候

一同四卯年、京都

御上使御勤被遊候ニ付、御用金調達筋被 仰付相勤、同年十二月、

為御褒美御時服壹・白銀三枚拝領仕候

一寛延四未年三月廿一日、從

(藤堂高雅)
佐渡様為御褒美金三百足拝領仕候、尤去年度々御囃子被仰付、右ニ

付御用筋骨骨折御都合ニ相成候付被下候

一宝曆二申年十二月十九日、於御評定所常々町方之義無滞相勤候為

御褒美金五百足被下拝領仕候

一同九卯年十月十五日、御奉行所へ被為 召、年来役義能相勤候為

御褒美御紋付御上下一具拝領仕候

一同十辰年十一月十日、年罷寄相続之男子無御座候ニ付、一身田御

山門別所頼母次男年十九源五郎養子ニ仕、御用等も為見習度旨奉

願候処、同十二日御奉行所へ被 召出、願之通被

仰付候間、勝手ニ引取候様(長巳)三郎兵衛様被 仰渡、同十六日引取、

十八日御評定所へ召連罷出候様被仰付、罷出候処、三郎兵衛様・

(安遊)
左仲様御逢、直ニ名代役被

仰付相勤申候

一同十一巳年十二月十八日、於御評定所源五郎義加役と被 仰付、

已来御書付・御触等ニも名前御書加可被下旨御懇意被仰渡、翌年

方毎年十二月金貳両ツ、被下候

一明和元申年八月廿六日

日光御宮御普請御手伝御用調達金之義被 仰付候処、出精仕候ニ

付、為御褒美御紋付之御上下壺具、白銀三枚拝領仕、別段ニ白銀

五枚被下置、源五郎義も金三百疋拝領仕候

一同七寅年十二月廿三日、仁右衛門様御屋敷へ被為

召、御老衆様・御奉行所其外御列座ニ而、年来能相勤候段達

御聞、為御褒美白銀五枚被下置候段、仁右衛門様被仰渡、拝領仕

候

一同八卯年四月朔日、御奉行所へ被為 召、調達金之内永上之義、

別而骨折相勤候、為御褒美

御紋付御上下一具拝領仕、源五郎義も金三百疋拝領仕候

一同年同月十一日、御評定所へ被為 召、

(藤堂高悠) 到岸院様御代京都御普請御手伝ニ付、御用調達金之義骨折相勤候、

為御褒美白銀式枚拝領仕、源五郎義も金式百疋被下候

一安永元辰年十二月十二日、病身ニ罷成退役奉願候之處、同十五日

願之通御聞届、役(儀)御免、数年来能相勤候ニ付、為御褒美金五百

疋被下、忰源五郎へ家督無相違役義被 仰付、又五郎と更名被

仰付候故隠居仕、平右衛門と更名仕、同十六日病死仕候、正徳六

年方部屋住ニ而十五年相勤、家督被 仰付四十二年相勤、都合五

十七年相勤申候

十一代目初源五郎、後更名

又五郎

宝曆十辰年十一月十八日、名代役見習被

仰付、同十一月十八日名代役見習被 仰付、同十一巳年五月 御

着座之節、初而

(藤堂高朗) 孝讓院様江御目見仕、同年十二月十八日加役と被 仰付、御書付・

御触等も名前御書加被下、每暮金式両ツ、被下置相勤申候

一安永元辰年十二月十五日、家督無相違親之通役儀被 仰付、更名

も被仰付相勤申候

一同五申年十一月、急成御用金被 仰付候處、出精仕御都合ニ相成

候ニ付、翌酉年三月十九日御奉行所へ被為召、為御褒美金三百疋

拝領仕候

一同六酉年春夏中、盜賊召捕候義ニ付、他領駈引被仰付、御内用筋

都合好相勤候ニ付、同十月十四日御奉行所へ被為 召、為御褒美

金百疋三拝領仕候

一同九子年、川々御普請御手伝御要用金被

仰付候所、日間茂無之、殊ニ世上不最通り之節、格別実意を以出

精仕、御都合ニ相成候ニ付、同八月七日被為召、於御評定所為御

褒美白銀三枚・御単物壹ツ・別段金五百疋拝領仕候

一天明元丑年、塔世茶屋町十左衛門立去京都ニ居申候ニ付、召捕候

義被 仰付、手代共差遣昼夜格別骨折相勤、都合能召捕候付、翌

寅年三月廿一日御褒美金五百疋拝領仕候

一同五巳年、御勝手方御内用向被 仰付、尚又同御内用目論被 仰

付候、町人共誠精を尽し候様氣を付可申旨被 仰付相勤、同九月

廿一日御評定所へ被為 召、年来役義美体ニ相務、其上ニ御内用

向も相勤候ニ付、是迄格別之者ニ候得共、格式御改御譜代格ニ被

仰付、同十二月廿七日御奉行所へ被為召、来年頭御礼方ニ日於

御表席下置熨斗被下、名披露

御目見被 仰付候段蒙 仰、御褒美拝領仕候

一同八申年、正覺寺隱居本誓、伊豫町居申候三好要助と申者、家屋

敷金子出入之義ニ付而、京都へ一條様御内佐々木大内蔵大尉方駈

引懸り被 仰付相勤、同十二月十八日為御褒美金三百疋拝領仕候

一寛政二戌年三月方病氣付難相勤、男子も御座候得共、幼年ニ而奉

願上加藤甚右衛門由縁之者年廿四孫左衛門義、甚右衛門弟義ニ仕、

養子仕御用向為相勤度旨奉願上候処御聞濟、同六月廿五日御奉行

所へ被召出、加役ニ被 仰付被下相勤、同七月十日病氣差重り候ニ

付退役奉願候処、願之通役義御免、数年来能相勤候為御褒美金五

百疋被下、忤へ家督無相違役義被 仰付、又五郎と更名被 仰付

候故隱居仕、又右衛門と更名仕、同十二日病死仕候、宝曆十辰年

方部屋住ニ而十三年相勤、家督被 仰付十九年勤、都合三十二年

相勤申候

十二代目、当

又五郎

私義

寛政二戌年六月廿五日、御奉行所へ被為

召、親共加役ニ被 仰付、同七月十日被為 召、

御切米・御扶持方其外家督無相違、諸事如親役義被 仰付、猶又

御内用懸り・御譜代格・年頭之御礼格等も先代之通蒙 仰相勤申

候、同四子年正月、初而

(藤堂高嶽)
祐信院様江御目見仕候

一同戌年十月、堀川浚岩田川筋湊口御普請被 仰出、右御用懸被

仰付、翌亥年十月まで相勤、都合好出来仕候付、同十二月十八日被為 召、為御褒美白銀三枚・別段金三百疋拝領仕候

一同四子年九月 佛光寺様之

御簾中様為御持被遊候御琴之義ニ付、從

西大路様之御使者来候一件ニ付、上京被

仰付、京都御伝奏方・二條御役所向其外雜式衆へ申込之義、御内用相勤、無故障相濟候ニ付、同十二月十八日為御褒美金五百疋・別段五百疋拝領仕候

一同五丑年九月、武州栗橋宿ニ而、大坂三度飛脚方奥州江送り金千兩箱之金子次取候桶川宿与七井無宿勘治郎と申者、於当所ニ召捕、兼而大坂町御奉行所方御頼之義有之、御引渡しニ相成候処、江戸表へも飛脚屋共方訴出候由ニ而、江戸町御奉行所方江戸表へ御召下之御差紙到来、御駈引筋取継候ニ付大坂表方御引戻之義、大坂町御奉行所へ之御駈引振之義ニ付、七里亀五郎様へ御内用筋被仰付出坂仕、都合好御引戻江戸表へ御差下ニ相成候付、同十二月十八日為御褒美金貳百疋・別段金貳兩拝領仕候
一同十二申年六月、二俣村・大村他領故障筋吟味駈引之義、大庄屋

河村条之助へ加談被 仰付、同十二月十八日為御褒美金五百疋・別段三百疋拝領仕候

一享和三亥年閏正月・三月・五月、御老中土井大炊頭様御通行并五

海道分間絵図御用ニ付、公儀御役人衆御立入ニ付、津町并其外所々

御高札認被 仰付相勤候ニ付、為御褒美金貳百疋拝領仕候

一同年五月、五海道分間絵図御役人衆御立入之節、右御用懸り被 仰付相勤候ニ付、同八月為御褒美金三百疋・別段金五百疋拝領仕候

一同年八月十四日、御奉行所へ被為 召、年来実体ニ相勤御当地之義者他所駈引多地合格別繁多之処、能相勤候段達
御聞、為御褒美御紋付御上下壺具拝領仕候
一同年十一月十九日、弟貞次郎養子ニ仕度旨奉願候処、願之通被仰付、翌子年正月十六歳ニ而初而
祐信院様江御目見仕候、文化五辰年十二月、御評定所へ被為 召、見習被 仰付相勤申候
一文化元子年十一月方同二丑年ニ至、大村・八太・他領田尻宿方故障筋調懸り被 仰付、右ニ付御内々江戸表へ御駈引筋、目論申上、

先年御公裁之趣相立、穩ニ相濟候ニ付、御褒称被下候

亥十月

伊藤又五郎印

一同六巳年十一月、義倉積立金之義骨折相勤候付、当座之為御褒美御紋付御上下壺具拝領仕候

一大永二年八月

一同七午年五月、京都吉田家方神社調之節、右懸り被 仰付、都合

長野次郎殿御目代衆方之御書付壺通

克相濟候、為御褒金式百疋拝領仕候

一元龜二年二月

一同年六月、湊口御普請懸り被 仰付相勤都合好相濟、為御褒美金

織田上野介殿方御書付壺通

五百疋拝領仕候

一天正年中・慶長年中

一同十酉年正月、四天王寺故障一件其外聞合筋之義ニ付、御内用被

富田信濃守殿御二代之御書七通并御家老衆方之御状式通

仰付、俄ニ出府仕、同三月迄相勤御褒称被成下候

内

一同年十二月十八日、御評定所へ被為

知行所之事と有之候壺通

召、年来役儀精ニ入相勤町方取扱向も能致候段達 御聞、為御褒

津町中諸公事と有之候壺通

美御紋付御上下壺具・金三百疋拝領仕候

津町中諸役と有之候壺通

右之外御通行事調達金・御撫育金其外諸懸り事蒙 仰相勤、度々

為年頭之祝義と有之壺通

御褒美・御褒賞被成下候義ニ御座候

為歳暮之祝義と有之壺通

私義

為音信かたきぬと有之壺通

寛政二戌年方今年迄式拾六年相勤申候

音信としてうわせらりと有之壺通

右之通ニ御座候、已上

津町大門中番と有之壺通

ノ

右之通入御覽申候、以上

亥十月

伊藤又五郎

覚

一高山様御書拾通

内

從津町中と有之候壺通

是者大坂御陣中へ為窺參上候節被下候御書赤尾久右衛門様より其刻被下候

為見舞綿屋越候と有之壺通

是者大坂御凱陣之節為窺參上之節被下置候御書

津町わた屋二十人のふちと有之壺通

為音信津もしと有之壺通

書状披見候と有之候壺通

為見舞白子素麵と有之壺通

為歳暮之祝儀と有之壺通

爰許為見舞と有之壺通

為見廻音信と有之壺通

津之觀音堂と有之壺通

一大通院様御書五通

内

八朔日之為祝儀熊人と有之壺通

八朔日之為祝儀蔵入中方庄屋壺人町中方わた屋と有之壺通

津惣町方と有之壺通

為見廻津町中方と有之壺通

津町中並と有之壺通

ノ

一左兵衛様御書四通

内

八朔之為祝儀從町中わたやと有之壺通

為八朔之祝儀從津町中方と有之壺通

爰許為見廻と有之壺通

為見舞從蔵入中と有之壺通

ノ

都合拾九通

外二御老衆様方御状五通

横田藤左衛門様御状壹通

右之通入御覽申候、以上

亥十月

覚

一御祝儀献上目録

御印判物式拾七通

内

高山様御判物九通

大通院様御判物七通

了義院様御判物六通

大亭院様御判物式通
(藤堂高睦)

左兵衛様御判物三通

ノ

慶長十八丑年

一高山様御判物壹通

元和式辰年

一高山様御判物壹通

慶長年中

寛永年中

一御米之義御書付并御請取書共三通

慶長十三年

一御奉行 石田多左衛門様
赤尾久右衛門様 御書付壹通

元和式辰年

一赤尾久右衛門様御書付壹通

同七酉年

一 百々太郎兵衛様御書付壹通

寛永九年

一馬渕半右衛門様 百々太郎兵衛様御書付壹通

同廿一年

一御老中様 方御連名御書付壹通
一御奉行様

寛永廿未年 正保三戌年 同四亥年

承応三年

一井上十右衛門様 池田権左衛門様御書付五通

万治三子年 寛文四辰年 同五年巳年

一米村安左衛門様 三浦少介様御書付三通

寛文八申年 同九酉年

一米村安左衛門様 三浦新左衛門様 御書付式通

寛文十三丑年

一米村安左衛門様 小川五郎兵衛様御書付壹通

天和二戌年

一三浦新左衛門様 彦坂十郎兵衛様御書付壹通

天和三亥年 貞享三寅年 元禄年中

一彦坂十郎兵衛様 玉置甚三郎様

吉武次郎右衛門様 柳田猪之介様 御書付五通

貞享三寅年

一津興除地之義御書付壹通

宝永三年

一同拾石米之義御書付壹通

式拾九通

外ニ寛文三年御加増被下候節之御状写三通

壹包并親類川北庄兵衛方書状壹通

右之通入御覽申候、已上

亥十月

伊藤又五郎

三 津興十石米役料書付

〔包紙〕
宝永三年

津興十石米御書付 伊藤又五郎殿

津興拾石米去年評議之上相改申付候通、如先規其方為役料向後可致支配者也

〔鷹森〕 藤大夫 (印)
〔越知〕 佐次右衛門 (印)
〔柘植〕 瀬兵衛 (印)
〔音川〕 清大夫 (印)

伊藤又五郎殿

四 褒美受領につき覚

一 文化十二亥年十二月廿五日被為召、於御奉行所御列座ニ而累代町年寄役能相勤、別而近年役義格別致出精候ニ付、代々御譜代格ニ被 仰付、尚又年頭御礼之義一代限御表ニ而被為 請御流被下候儀被仰付、翌子正月元日御家中之御流被下候衆之続ニ而御礼申上、御流頂戴仕候、右ニ付恐悦廻勤筋御寺拝礼等も御家中小役人衆之通ニ相勤候事

一文政二卯年十二月十六日

御馬場屋敷へ被為 召、御列座ニ而義倉令積立之義被 仰出候後、拾年迄無滯骨折取扱候付、為御褒美御紋付御上下壱具、白銀五枚 拝領仕候

一同三辰年二月廿五日御評定所へ被為 召、御列座ニ而義倉令積立之義引続被 仰出候所、骨折取扱一統致出精積立高相増候趣達 御聞、上下之御都合不少候付、為御褒美白銀壱枚 拝領仕候、忝

貞次郎も

同断ニ付、金百疋 拝領仕候

一同四月廿七日御馬場屋敷へ被為 召、義倉積立金格別出精廿口已

私方

上致加入候付、父子共御料理被下候

先代

一文政四巳年十二月十八日貞次郎御評定所へ被為 召、御列座ニ而
年来見習骨折相勤候ニ付、為御褒美金三百疋拝領仕候

高山様御入国之節被召出、不相替如先規可相勤旨被 仰出、御扶
持・御切米等被下置、御家中並御印帳ニ御載被為下候

一文政六未年二月廿八日又五郎御城江被為 召、御老中様御列座

先代

ニ而数年来能相勤候、為御褒美白銀五枚拝領仕候

御機嫌御窺奉申上候節ハ、御懇命ニ而每度御前江被召出、御内

用等蒙 仰、則御書等頂戴仕、別紙写之通格別 御由緒も有之哉

百式拾年余不相替奉蒙

五 高山様式百回忌につき菓子献上願

御厚恩相続仕、冥加至極難有仕合奉存候、為冥加此度御法事之節、

乍恐

〔包紙〕
上

伊藤又五郎

」

御菓子一箱奉献上拝礼奉願度奉存候、右願之通御許容被成下候

ハ、重々難有仕合奉存候、已上

奉願口上覚

丑九月廿九日

伊藤又五郎（印）

一此度

御奉行様

高山様式百回御忌ニ付、御法事被

仰出候趣奉敬承候

六 当家格式記録

(表紙)

当家格式記録 伊藤又五郎

此上茂無之仕合難有奉存候

御手覚書

覚

一 御上下一具

伊藤又五郎

常々役儀精ニ入能相勤候付、右之通被下候

以上

十月十五日

右之通御書付有

宝曆九卯年十月十五日

御召御麻上下又五郎拝領仕候

一 十月十五日八ツ時御月番江又五郎参上可仕旨被 仰下、則参上仕

候処、(藤堂) 仁右衛門様方出候御書付之写を以被 仰渡候者、又五郎

義役儀年来精ニ入能相務候ニ付、為御褒美 御召御上下一具被為

下候旨被 仰渡候、則頂戴仕候、 御両所様ニも段々御懇意之趣

被仰渡候、依之 仁右衛門様・御老中様・両御奉行所・御用人方

郡御奉行所江御礼ニ相廻り申候、寔年来之勤仕達

御聞、 御懇命を以右之通拝領仕候儀冥加至極外聞実儀家之面目

宝曆十辰年十一月十日

又五郎養子願

乍恐奉願候

一

男子無御座候ニ付、一身田

御門主様御内別所頼母盼年十九源五郎、右之者由緒御座候ニ付養

子ニ仕、何卒

御用等を茂見習せ申度奉存候、右願之通被為 仰付被下候ハ、難

私

有可奉存候、以上

辰十一月

伊藤又五郎印

進上
御奉行様

右願書同十日奥田清十郎殿江向又五郎持参仕候折節、井野清左衛門殿ニも参居被申候、十一日右願書差上被申候

一十一月十二日御月番三郎兵衛様江又五郎御召養子之儀願之通被

仰付候、江戸江者追而被 仰遣候由、来ル十六日引取之儀も申上候、勝手次第可仕旨被仰聞候、御老中様方江御礼之儀者引取相濟候而盼召連参上仕候筈、奥田公・井野公へも御礼申上候、尤井野へ者伊八参候

一十六日源五郎都合能引取申候、頼母・直記・主水同道、立町芝原

三郎右衛門も参申候

一十七日又五郎義御奉行所江参上、明日御評定所ニ而源五郎江御逢可被下旨難有奉存候段御請御礼申上候

一十八日又五郎源五郎連御評定所江参上仕候処、
御奉行所・郡御奉行所ニも御逢被下、段々御懇意被仰聞被下候、

御代官所江も懸御目申候、御深切ニ被仰聞候、夫方名前を以如先

格仁右衛門様・御老中様、夫より両御奉行所両公江も御礼申上候

一源五郎義代役相務候様今日被 仰付難有奉存候、外々者御願申上候上ニ而被 仰付候得共、此方之儀者右願なしニはや今日直ニ被

仰付被下、重々難有奉存候事

一十二月朔日仁右衛門様江又五郎源五郎召連御目見申上候、積交肴

一台、扇子三本入、くり台ニ而上申候、首尾能相濟申候、兼而五

郎右衛門を以内々御年寄中江申入置候、先格之通御逢可被下旨被仰聞候、今朝六ツ半時方御屋敷江参上仕申上候相濟

宝曆十一巳年四月十八日

御着座之御礼初而源五郎申上度願上候処、御聞届相濟申候、文兵

衛御礼格式帳ニ記ス

同巳年五月廿七日

一又五郎・甚右衛門・宗大夫御召 御月番ニ而

御巡見御用精ニ入相務候、為御褒美金三百疋又五郎、百疋甚右衛

門、式百足宗大夫拝領仕、御礼申上候

七 御着類拝領覚

同巳年十二月十八日

口上覚

源五郎本役被 仰付候事

一 (藤堂高次) 大通院様御代

一十二月十八日又五郎義御評定所江出勤、源五郎義不参仕候所急御

寛永二十未年九月、御上下老具拝領仕候
cccccccc

召罷出候所、左之通被仰付候

一 (藤堂高次) 了義院様御代

一源五郎義此度町年寄加役被仰付候、以来御書付等(長田)も名前御書載

延宝六年七月、御帷子

可被下候、随分見習相勤可申候、又五郎致安堵相務候様(長田)三郎兵衛

同 九酉年三月、御呉服

様・(安波)佐仲様御懇意之上被

右之通拝領仕候、以上

仰渡、右之段下江も申聞置候様被仰付、町中江も廻文を以被 仰

卯

十一月

渡之趣申触候、重々御懇意難有奉存候事

伊藤又五郎

八 足痛病につき退役隠居願

覚

私儀

享和四子年正月方

悴貞次郎義も

安永九子年方十三歳ニ而

御奉行所へ罷出相勤、十九歳ニ而筆頭役被 仰付、都合拾壹ケ年之間御

役所ニ相勤申候処、伊藤家之義者先々方御家ニ御由緒茂御座候由

ニ而、寛政二戌年六月親共病氣ニ付御願申上候由ニ而、私義養子之

義

御先代様御懇意ニ御世話被成下候而引取、同廿五日被為 召、親共

加役ニ被 仰付被下候所、同七月十日親共義病氣差重り退役奉願候

之所、願之通役義御免、数年來能相勤為御褒美金五百疋被下置隠居

仕、私義家督無相違如親役義被 仰付、又五郎と更名被

仰付、御内用懸り御譜代格年頭御礼格式等諸事親之通蒙 仰、冥加

至極難有仕合奉存、夫方今年迄三十二年相勤、右年間乍不調法種々

御用向無滞相勤、時々御褒美拜領仕候、別而近年者御礼格式等も格

別ニ被 仰付、冥加至極重々難有仕合奉存候、然ル所四五年已前方

足痛病差出、毎年浮腫有之、色々療養も仕候得とも治兼久坐又ハ急
* 成歩行難仕難義仕候

御目見仕、文化五辰年十二月方役義見習被 仰付、今年迄十四年相

勤、当已ニ三十三才ニ相成申候、不調法者ニ者御座候得共、実体成

者ニ御座候得者、何卒以

御憐愍不相替相応之役義被 仰付被下、

私義

退役隠居奉願度奉存候、御由緒も御座候伊藤家之義私義も

御先代様御懇意被成下候者不相替之義ニ而御座候得者、御内々右之段御取成奉願

候事

巳九月六日

伊藤又五郎

岡本様

(付箋)

* 「成歩行等難義仕候、最早今巳年五十五歳ニ相成候得者全快之程も無覚束奉存候、然ル上者是
迄之通難相勤奉存候」

九 安永四年伊藤又五郎由緒書写

私義

覺

一高山様方御代々

先
又五郎

御城江被為

御願申上候所、

召、御褒美拝領仕候

御在江戸年ニ而江戸表江可被仰上之旨被為 仰聞、同年四月願之

大通院様御代、御上下拝領仕候

通被 仰付、其節名代役被 仰付相務申候、猶又享保十巳年十一

大輪院様御代、御褒美被下候、先規之格御尋有之候而、如先規於

月從 御役所御書付を以御用向不及申、諸事見習可相勤旨被

御城白銀五枚

仰付候、其冬方御金等年々拝領仕候

親
又五郎

親
又五郎義

拝領仕候

一戸根川御普請御用金之節、為御褒美白銀拝領仕候

親之通御扶持方・御切米御書付を以被 仰渡候

一御上使御用金之節、為御褒美御時服・白銀拝領仕候

私義

一宝曆九卯年十月役儀能相務候、為御褒美御上下・白銀拝領仕候

部屋住ニ而拾五年相務家督被仰付、四拾年相務、今年迄都合五拾

一日光御普請御用金之節、為御褒美御上下・白銀拝領仕候

五年役儀相務申候
右之通御座候、以上

一右之外為御褒美度々御目錄拝領仕候

伊藤又五郎

明和七寅年六月

右之通明和七寅年六月

先又五郎

相認置申候ニ付写差上申候、右之外ニ同年十二月

一仁右衛門様御屋鋪江被為 召、為御褒美先又五郎義白銀五枚拝領

仕候

一明和八卯年四月為御褒美御上下

先又五郎

拝領仕候

右之通御座候、以上

伊藤又五郎

未九月

右者安永四未年九月朔日三郎兵衛様被仰候ニ者、又五郎家久敷義ニ

候得者、由緒書等可在之候、内々御覽被遊度旨被 仰聞候ニ付、

明和七寅年六月半大夫様江先代書上候系凶書写并右由緒書相認、

九月十五日又五郎持參、三郎兵衛様江上候処、御逢ニ而其元家之

儀年久敷義と兼而聞及候、系凶書・由緒書等も一通り御覽被下候、

往昔方都合能只今ニ至繁昌いたし相務候儀者、目出度儀と御称美

被成下候、右書付共留置御熟談可被下候、右之様子者御存被下候

得者、宜段被為仰聞可被下候、為後代記置申候、千秋万歳

一安永四未年九月十五日三郎兵衛様江写認上候扣

由緒書写

表 伊藤又五郎家文書県史関係翻刻掲載一覧

資料番号 NO.	校番	資料名	冊数 枚数	形状 形状 (紙)	時代		差出・作成	充所(宛名)	端書等	備考	翻刻掲載図書
					和暦	西暦					
JR0000468	0001	〔長野氏奉行人連署奉書〕(津四郷公事仕候面々の儀につき)	1	折紙	八月十四日	—	斎藤但馬守能義(花押)・中尾兵衛允藤俊(花押)	津四郷御百姓中	(端裏)「大永三」	—	三重県史料編 中世2 P261-1
JR0000468	0002001	〔富田知行知行行状〕(観音寺村百石につき)	1	折紙	慶長八年二月朔日	1603	知行(花押)	伊藤又五郎殿へ	—	—	三重県史料編 中世2 P261-2
JR0000468	0002002	〔富田知行判物〕(諸役御免伝馬役相勤むべきにつき)	1	折紙	六月十九日	—	知行(花押)	平井清左衛門尉とのへ・太田織部とのへ	—	—	三重県史料編 中世2 P261-3
JR0000468	0002008	〔富田氏奉行人連署免許状〕(津町大門ノ番宿屋地頭領迄の浦屋敷之分につき)	1	折紙	(慶長十年) 六月廿五日	1605	太田織部(か)一久(花押)・平井清左衛門直政(か)(花押)	綿屋又五郎殿・年寄中	—	—	三重県史料編 中世2 P262-5
JR0000468	0002009	〔富田氏奉行人連署免許状〕(津町中諸役之儀につき)	1	折紙	六月十九日	—	太田織部(か)一久(花押)・平井清左衛門直政(か)(花押)	綿屋又五郎殿・年寄中	—	—	三重県史料編 中世2 P261-4
JR0000468	0003001	覚(津町中などより藤堂高虎への進物につき)	1	縦紙	七月五日	—	赤尾九右衛門・横田藤右衛門	八十嶋道隆老	(奥書)「(高虎花押)」	進上者: 津内町中・岩田町中・岩田甚右衛門・わたや	三重県史料編 藤堂高虎関係資料集 補遺 P29 一三 〔進上物請取覚〕
JR0000468	0003002	御目録(津町中などより藤堂高虎への進物につき)	1	縦紙	七月十九日	—	—	(藤堂高虎)	(奥書)「七月十九日(高虎花押)」	進上者: 津町中・伊与町中・已上右ハ左兵衛様へ・津町中・伊与町中・ワたや又五郎・ちきりや九兵衛・かね見仙七・八郎大夫・いよ町甚右衛門・観音寺中・西来寺・天然寺・上宮寺	三重県史料編 藤堂高虎関係資料集 補遺 P29 一四 〔進上物請取目録〕
JR0000468	0003003	御進物之覚(高町などより藤堂高虎への進物につき)	1	縦紙	七月三日	—	—	—	(奥書)「七月四日(高虎花押)」	進上者: 高町中・浜つき地・伊与町・観音寺中・西来寺・天然寺・又五郎・九兵衛・かね見仙七	三重県史料編 藤堂高虎関係資料集 補遺 P28 一〇 〔進上物請取目録〕
JR0000468	0003004	目録(高町中より藤堂高虎への進物御礼につき)	1	縦紙	七月五日	—	いつミ(花押)	わたや又五郎	—	進上者: 高町中・浜つき地・伊与町中・ちきりや九兵衛・かね見仙七	三重県史料編 藤堂高虎関係資料集 補遺 P29 一二 〔進上物請取目録〕
JR0000468	0003005	覚(町中へおろし米につき)	1	縦紙	慶十八 十月八日	1613	—	—	(端裏・貼紙)「慶長十八 十月」	—	三重県史料編 藤堂高虎関係資料集 補遺 P32 一九 〔おろし米に付覚写〕
JR0000468	0003007	〔藤堂高虎書状〕(見廻音信として素類式十五貫目・燈十連ほか待懸・遠路役入候)	1	折紙	七月十六日	—	和泉(花押)	高町中	—	—	三重県史料編 藤堂高虎関係資料集 補遺 P26 五 (七月十八日とする) 藤堂高虎文書集 P120
JR0000468	0003008	〔藤堂高虎書状〕(音信として津もし百端・餅廿連・遠路祝着)	1	折紙	七月三日	—	和泉(花押)	津町中	—	—	三重県史料編 藤堂高虎関係資料集 補遺 P26 四 藤堂高虎文書集 P120
JR0000468	0003009	〔藤堂高虎書状〕(見廻として白子素類一箱到来・祝着)	1	折紙	六月廿九日(印)	—	いつミ(印)	わたや又五郎殿	—	—	三重県史料編 藤堂高虎関係資料集 補遺 P26 三 藤堂高虎文書集 P122
JR0000468	0003010	〔藤堂高虎書状〕(藤暮として小鯛并到来・祝着)	1	折紙	十二月廿七日(印)	—	和泉(印)	綿屋又五郎とのへ	—	—	三重県史料編 藤堂高虎関係資料集 補遺 P27 八 藤堂高虎文書集 P122
JR0000468	0003011	〔藤堂高虎書状〕(津の観音堂仁王門・仁王の入りにつき)	1	折紙	九月廿九日(印)	—	和泉(印)	百々大郎兵衛殿・馬淵半右衛門殿	—	—	三重県史料編 藤堂高虎関係資料集 補遺 P27 六 藤堂高虎文書集 P123
JR0000468	0003012	〔藤堂高虎書状〕(大学への進上目録につき書状)	1	切紙	(元和六年) 閏極月晦日	1620	いつミ(花押)	百々大郎兵衛殿	—	—	三重県史料編 藤堂高虎関係資料集 補遺 P26 二
JR0000468	0003013	目録(録合五貫文・塩鯛三枚ほか)	1	縦紙	閏極月卅日	—	(藤堂高虎)(印)	—	—	進上者: 津高町中・はまつき地・伊与町中・いわたの甚右衛門尉・わたや又五郎・ちきりや九兵衛	三重県史料編 藤堂高虎関係資料集 補遺 P27 九 〔進上物請取目録〕(閏十二月卅日とする)
JR0000468	0003014	〔藤堂高虎書状〕(見廻大樽二ほか到来・固替なく金銀のふんど御知行拝領につき)	1	折紙	(慶長二十年) 六月五日	1615	和泉(花押)	津町中	—	—	三重県史料編 藤堂高虎関係資料集 補遺 P26 一
JR0000468	0003015	〔藤堂高虎書状〕(音信としてしほ鯛十枚ほか相届・米之預状并符香相届・其許免帳・且納・借米納所の儀につき)	1	縦紙	十一月二日	—	いつミ(花押)	—	(上書)「百々大郎兵衛殿」	—	三重県史料編 藤堂高虎関係資料集 補遺 P27 七
JR0000468	0003017	進上目録(鳥目三百疋・鯉百節ほか)	1	縦紙	七月十六日	—	百々大郎兵衛直信(花押)・馬淵半右衛門広(花押)	井上十右衛門尉殿	藤堂高虎の裏書として「右之通到来・令祝着候 八月三日(印)」とあり。	進上者: 津高町中・浜築地中・伊与町中・観音寺中・四天王寺・西来寺・天然寺・上宮寺・新光寺・かねみ後藤仙七・ちきりや九兵衛・伊与町甚右衛門・米や彦七郎・わたや又五郎	三重県史料編 藤堂高虎関係資料集 補遺 P31 一七 〔進上物請取目録〕
JR0000468	0003018	覚(大樽二・かます十連・もちかたきめほか)	1	縦紙	七月廿六日	—	百々大郎兵衛・馬淵半右衛門	青地惣左衛門殿・西嶋八兵衛殿	日下に藤堂高虎の印あり。	進上者: 高町中・はまつき地・御蔵入中・いよ町中・甚右衛門自分・こめや彦十郎自分・長野の彦太夫・後藤仙七・ちきりや九兵衛へ	三重県史料編 藤堂高虎関係資料集 補遺 P30 一五 〔進上物請取目録〕
JR0000468	0003019	目録(姫胡桃一箱・扇子三本)	1	縦紙	三月十一日	—	(藤堂高虎)(印)	—	—	進上者: 観音寺中・本願院・津町中	三重県史料編 藤堂高虎関係資料集 補遺 P28 一〇 〔進上物請取目録〕
JR0000468	0003020	覚(大尉千本・かつを三百節ほか八期祝儀として)	1	縦紙	子七月晦日	—	(藤堂高虎)(印)	百々大郎兵衛殿・馬淵半右衛門殿	—	進上者: 高町中・はまつき地・伊与町中・後藤仙七・ちきりや九兵衛・観音寺中・西来寺中・天然寺・上宮寺・牛山・津付百姓中	三重県史料編 藤堂高虎関係資料集 補遺 P30 一六
JR0000468	0004001	御免許之条々(御伝馬・諸職人・酒年貢など諸公事につき)	1	縦紙	慶長拾三年十月八日	1608	赤尾九右衛門尉口(花押)・石田多左衛門尉口(花押)	津町中	—	—	三重県史料編 藤堂高虎関係資料集 補遺 P32 一八
JR0000468	0004002	町中之覚(番屋・門立・宿なし・町屋売買につき)	1	縦紙	元和貳年拾二月十二日	1616	赤尾九右衛門口(花押)	ワたや常友・町年寄中	—	—	三重県史料編 藤堂高虎関係資料集 補遺 P32 二〇 〔津町中覚書〕
JR0000468	0004004	覚(あがり免などにつき)	1	縦紙	寛永廿五年九月十日	1644	岩田村清右衛門(花押)・年寄孫左衛門(印)・尋右衛門(印)・中河原久兵衛(花押)・年寄与次右衛門(略花押)・乙部村平左衛門(花押)・年寄兵右衛門(印)・塔世村彦兵衛(花押)・年寄左次右衛門(花押)	御奉行様	(包紙)「寛永貳拾五年御老中様方・御奉行様方御書付覚通」	—	三重県史料編 近世3上 P877-310「あがり免などにつき覚」
JR0000468	0005002	進上目録(鳥目三百疋・鯉百節ほか)	1	縦紙	寛永拾九年午七月廿四日	1642	池田権左衛門口(花押)・井上十右衛門(花押)	藤堂監物殿・藤堂四郎右衛門殿・藤堂兵左衛門殿	(裏書)「表書ノ遠見届候・何も申聞也 高次(花押)」	—	三重県史料編 近世3上 P798-261「津町衆より進上目録」
JR0000468	0006001	定(町々年寄につき)	1	縦紙	万治三年子四月九日	1660	少介(印)・安左衛門(印)	納や又五郎殿	(端裏・貼紙)「万治三年四月」	—	三重県史料編 近世3上 P792-254「津町々年寄定書」

資料番号		資料名	冊数 員数	形状 (表紙)	時代		差出・作成	充所(宛名)	端書等	備考	翻刻掲載図書
NO.	枝番				和暦	西暦					
JR0000468	0006003	覚(他国他領に在る津町の者につき)	1	継紙	寛文五年三月廿八日	1665	少介(印)・安左衛門(印)	津町惣老又五郎 并町々老中 参 (端裏・貼紙) 「十一阿」	—	—	三重県史料編 近世3上 P817-278「他国他領に在る津町の者につき覚」
JR0000468	0006004	覚(津町中火の用心につき)	1	継紙	寛文八年申極月廿四日	1668	安左衛門(印)・新左衛門(印)	津町老伊藤又五郎 殿・伊与町・ 岩田・八幡町・ 八町・薬師前・ 下部田・大部田 (端裏・貼紙) 「十二阿」	—	—	三重県史料編 近世3上 P811-271「津町中火の用心につき覚」
JR0000468	0006006	覚(男女半人への宿借し、遊女同意の女奉公人など置くまじきにつき)	1	継紙	寛文十三年丑三月五日	1673	五郎兵衛(印)・安左衛門(印)	津町 伊藤又五郎 殿・いよ町 加藤甚右衛門殿・ 岩田村・かや町 共・八町・八幡 町・濱村・右年 寄・庄や (端裏・貼紙) 「十四阿」	—	—	三重県史料編 近世3上 P821-284「遊女がましき女奉公人など置くまじき旨の覚」
JR0000468	0006007	覚(女奉公人出替などにつき)	1	継紙	天和二壬戌年二月十九日	1682	十郎兵衛(印)・新左衛門(印)	伊藤又五郎との (包紙)「天和武 戌年三浦新左衛 門様・彦坂十郎 兵衛様御書付巻 通」	—	—	三重県史料編 近世3上 P820-283「女奉公人出替りなどにつき覚」
JR0000468	0006008	覚(塔世・上浜・岩田・八幡末々之町屋茶屋に旅人一宿停止につき)	1	継紙	天和三亥年三月十日	1683	玉置基三郎(花押)・彦坂十郎兵衛正口(花押)	伊藤又五郎・加藤甚右衛門 (包紙)「天和三 亥年三月旅籠屋 之外人留メ不申 候様御書付巻通」	—	—	三重県史料編 近世3上 P822-284「遊女がましき女奉公人など置くまじき旨の覚」
JR0000468	0006010	覚(家中小者・中間の衣類につき)	1	継紙	(天和三年)亥三月七日	1683	基三郎(印)・十郎兵衛(印)	伊藤又五郎殿 (端裏・貼紙) 「十一阿」	—	—	三重県史料編 近世3上 P818-280「家中小者・中間の衣類につき覚」
JR0000468	0006011	覚(津・久居四方之入口町の末々迄、馬方并郷中の者共口取なく馬に乗事停止につき)	1	継紙	天和三亥年六月廿五日	1683	基三郎(花押)	伊藤又五郎・加藤甚右衛門・進半左衛門・窪田源左衛門・豊原宗右衛門・南出藤右衛門・形部新兵衛・露出善太郎・岩田清右衛門・河原田彦左衛門・玉垣太郎兵衛・七見金左衛門・前野利右衛門 (端裏・貼紙) 「天和三亥六月廿五日」	—	—	三重県史料編 近世3上 P820-282「津久居四方の入口町々につき覚」
JR0000468	0006012	覚(寺々夜談義執行につき)	1	継紙	貞享三寅年十一月九日	1686	吉武次郎右衛門(印)・玉置基三郎(印)	当所寺方中 (端裏・貼紙) 「貞享三寅十一月」	—	—	三重県史料編 近世3上 P748-233「寺々夜談義執行につき覚」
JR0000468	0006013	【覚】(旅籠屋争論につき)	1	継紙	貞享三年寅閏三月十四日	1686	吉武次郎右衛門口(花押)・玉置基三郎(花押)	伊藤又五郎・進半左衛門 (端裏・貼紙) 「貞享三寅閏三月十四日」	—	—	三重県史料編 近世3上 P825-289「旅籠屋相論での総年寄問屋下知につき申付け」
JR0000468	0006019	六町之旅籠屋訴状・東町之旅籠屋返答書發義之上申付候覚	1	継紙	貞享二丑年十二月四日	1685	次郎右衛門(印)・基三郎(印)	伊藤又五郎殿 (端裏・貼紙) 「貞享二丑年十二月四日」	—	—	三重県史料編 近世3上 P824-288「六町の旅籠屋訴状につき覚」
JR0000468	0006020	覚(末々町々の在家奉公人につき)	1	継紙	貞享三寅年六月廿五日	1686	佐伯権之助 御書判、藤堂監物 同・藤堂仁右衛門 同	玉置基三郎殿・吉武次郎右衛門殿・小森少右衛門殿・白井庄太夫殿・柳田伊之助殿・八橋弥次右衛門殿 (端裏・貼紙) 「貞享三寅六月廿五日」	—	—	三重県史料編 近世3上 P819-281「末々町々の在家奉公人につき覚」
JR0000468	0006021	覚(津町町人改につき)	1	継紙	貞享四卯年三月十日	1687	吉武次郎右衛門口(花押)・玉置基三郎(花押)	伊藤又五郎・町々老共 (端裏・貼紙) 「貞享四卯三月十日」	—	—	三重県史料編 近世3上 P797-260「津町人改めにつき覚」
JR0000468	0006022	覚(町中二一箇条毎月読み聞かせにつき)	1	継紙	貞享四卯年十二月十九日	1687	次郎右衛門(印)・基三郎(印)	伊藤又五郎・加藤甚右衛門・町々年寄共・横川源左衛門・川村新兵衛・川北清右衛門 (端裏・貼紙) 「貞享四卯十二月十九日」	—	—	三重県史料編 近世3上 P791-253「町中二一箇条毎月読み聞かせにつき覚」
JR0000468	0006023	【覚】(切死丹宗門之儀につき)	1	継紙	貞享四卯年七月廿五日	1687	次郎右衛門(印)・基三郎(印)	伊藤又五郎・伊藤源五郎・加藤甚右衛門・町々年寄共 (端裏・貼紙) 「貞享四卯七月廿五日」	—	—	三重県史料編 近世3上 P805-269「切死丹宗門之儀につき覚」
JR0000468	0006024	覚(八幡町煙草の儀につき)	1	継紙	元禄元辰年十二月六日	1688	弥次右衛門(印)・伊之介(印)・次郎右衛門(印)・基三郎(印)	伊藤又五郎・同源五郎・加藤甚右衛門・奥田宗右衛門・横川源左衛門・倉田善太郎・川北清右衛門・井面藤右衛門・川村新兵衛・山崎金左衛門・浅沼五左衛門・杉野久右衛門・瀬川与兵衛 (端裏・貼紙) 「元禄元辰十二月六日」	—	—	三重県史料編 近世3上 P838-298「八幡町煙草の儀につき覚」
JR0000468	0007001	【覚】(伊藤又五郎津興大庄屋兼職につき役料書)	1	継紙	宝永三丙戌年十一月十五日	1706	藤大夫(印)・佐次右衛門(印)・瀧兵衛(印)・清大夫(印)	伊藤又五郎殿 (端裏・貼紙) 「宝永三丙戌十一月十五日」	—	—	三重県史料編 近世3上 P795-258「伊藤又五郎津興大庄屋兼職につき役料書」
JR0000468	0007002	覚(古米船積みにつき)	1	継紙	八月十八日	—	次郎右衛門(印)・基三郎(印)	伊藤又五郎殿 (端裏・貼紙) 「八月十八日」	—	—	三重県史料編 近世3上 P817-277「古米船積みにつき津加判奉行の覚」
JR0000468	0007003	覚(切支丹など宗旨不審者の宿取締につき)	1	継紙	寛永廿年十月廿五日	1643	池田権左衛門(印)・井上十右衛門(印)	綾又五郎殿 (端裏・貼紙) 「寛永廿年十月廿五日 四阿」	—	—	三重県史料編 近世3上 P747-232「切支丹など宗旨不審者の宿取締につき覚」
JR0000468	0007004	覚(侍衆奉公人の花火・踊り見物停止につき)	1	継紙	(正保三年)戊ノ七月朔日	1646	池田権左衛門(印)・井上十右衛門(印)	高町綿屋又五郎殿 (端裏・貼紙) 「正保三年七月朔日」	—	—	三重県史料編 近世3上 P818-279「侍衆奉公人の花火・踊り見物停止につき覚」
JR0000468	0007005	覚(他所への奉公停止し耕作出精につき)	1	継紙	正保四年亥二月廿二日	1647	伊藤一郎右衛門(印)・山中兵介(印)・中村四郎左衛門(印)・池田権左衛門(印)・井上十右衛門(印)	津興ノミ大庄屋・又五郎 (端裏・貼紙) 「正保四年二月廿二日」	—	—	三重県史料編 近世3上 P750-236「他所への奉公停止し耕作出精につき覚」

資料番号		資料名	冊数 員数	形状 (表紙)	時代		差出・作成	充所(宛名)	端書等	備考	翻刻掲載図書
NO.	校番				和暦	西暦					
JR0000468	0007008	乍恐御訴申上候(旅籠屋の外旅人泊まり停止につき)	1	継紙	宝永三年戊三月	1706	津町旅籠屋共旅籠屋之内年行持庄右衛門(印)・次兵衛(印)・甚兵衛(印)・勘兵衛(印)・喜兵衛(印)・久左衛門(印)・孫右衛門(印)・利兵衛(印)・孫四郎(印)・町年寄別府八右衛門(印)・岡宗太夫(印)・津興大庄屋伊藤又五郎	進上 御奉行様	(裏書)「表書之通見届候、先規之通馬宿之外由緒無之旅人一切留申間敷者也 戊三月廿七日 瀬兵衛(印)・清太夫(印)」 (包紙)「宝永三戌年三月 旅籠屋之外人留メ不申候様御裏印物巻通」	—	三重県史資料編 近世3上 P823-287「旅籠屋の外旅人泊まり停止につき訴状」
JR0000468	0012001	日記要用抜書 二	1	竪半帳	宝暦四年より	1754	—	—	—	16丁まで記録し以下余白	三重県史資料編 近世3上 P814-274「抜粋掲載」津町宿馬減少につき記録
JR0000468	0012004	伊藤又五郎由緒書写	1	竪帳	文化十二支年差出候分	1815	—	—	—	—	三重県史資料編 近世3上 P795-259「抜粋掲載」津町年寄伊藤又五郎由緒書
JR0000468	0012007	御代々津御奉行歴代記(慶長拾三申年から安永二巳年十一月十八日、歴代津加判奉行)	1	竪帳	—	—	—	—	—	—	三重県史資料編 近世3上 P744-230「歴代の津加判奉行」
JR0000468	0012009	町中可相守武十一ヶ条(津町中)	1	竪帳	貞享三年寅六月十一日	1686	吉武次郎右衛門・玉置基三郎	町老・町々之名主共・町人中	—	—	三重県史資料編 近世3上 P787-252「津町中相守のべき二箇条」
JR0000468	0012010	寺社方御条目七ヶ条写	1	竪帳	貞享三寅年六月十一日	1686	吉武次郎右衛門名判・玉置基三郎名判	当領寺社中	—	—	三重県史資料編 近世3上 P749-234「寺社方御条目七箇条写」
JR0000468	0012012	津町中俣約取締之定	1	竪帳	(文化十一年)戌六月	1814	—	—	—	—	三重県史資料編 近世3上 P806-270「津町中俣約取締の定」
JR0000468	0012013	伊賀・伊勢・山城・大和・下総五箇国御領分村高帳写	1	竪帳	—	—	伊藤又五郎扣	—	—	—	三重県史資料編 近世3上 P863-306「御領分村高帳」
JR0000468	0012014	〔書付〕(御厨観音之称号并会式之儀二付被 仰出候御主意之御書取等)	1	横帳	寅十二月	—	—	—	(包紙)「御厨観音之称号并会式之儀二付被 仰出候御主意之御書取等」	—	三重県史資料編 近世3上 P834-296「御厨観音の称号並びに会式之儀につき御主意書」
JR0000468	0013002	一札(津町小使い役勤めにつき)	1	継紙	寛政十年八月	1798	小使専助(印)・講人一丁目専左衛門(印)	—	(包紙)「寛政十年八月 一札小使専助」	—	三重県史資料編 近世3上 P812-272「津町小使い役勤めにつき差し出し一札」
JR0000468	0013004	寛(津町名主役勤め方につき)	1	継紙	寅九月	—	—	—	—	—	三重県史資料編 近世3上 P794-256「津町名主役勤め方につき寛」
JR0000468	0013005	高虎以来出来の町々	1	切紙(継)	享保七寅年	1722	—	—	—	一括袋(16点入)「享保七寅年五月高山様ヨリ御代々出来の町々右書上ヶ候様被仰付町々致吟味書上ヶ候扣(袋)」の内の1点	三重県史資料編 近世3上 P799-262「高虎以来出来の町々」
JR0000468	0013006	辻番勤方(津町辻番・自身番につき)	1	切紙(継)	卯九月	—	—	—	(包紙)「自身番并辻番・番太共勤方定書」	—	三重県史資料編 近世3上 P813-273「津町辻番・自身番勤め方につき定書」

正木家文書

一 殿様お出遊ばされるにつき書状

明廿二日力尾越ニ其元へ殿様御出被遊候間、此状参着次第加兵衛事
(松平定綱)
御迎ニ罷出可申候、桑名明六ツニ御立被成候間、油断申ましく候、
以上

正月廿一日

(本多八郎右衛門)
本八郎右(花押)

新田加兵衛との

三 殿様大溜へお出遊ばされるにつき書状

殿様明九日其元大溜江御出被遊候間、加兵衛事御迎ニ罷出可被申候、
無間違様可被致候、以上

(寛永十六年)
四月八日

本多八郎右(花押)

新田加兵衛との

四 大泉新田開起につき二町下賜達

二 大溜守神場所見分につき書状
先達而申出候大溜守神之儀ニ付、社地ニ致候場所も有之由、其方申
候事ニ候間、明後廿四日ニ見分ニ遣候間、其方罷出申へく候、右之
通申入候、以上

員弁郡就大泉新田開起招居百姓之刻、正木加兵衛至彼地最初来従類
群集開発数百町之田畠、依之上田式町為其賞下給畢、全可手作者也、
仍如件

正保四年

四月十一日

本田八郎右(花押)

(堀田五郎右衛門)
堀五郎右(印)
(山田兵左衛門)
山兵左(印)

正木加兵衛への

(本多八郎右衛門)
本八郎右(印)

新田庄官加兵衛

五 桑名御領での漆育成につき達

大泉新田之内
酉之起

桑名御領山家惣郷中苗木仕立精を出し候所之ものとも、当年方漆之

高三百三拾八石三斗三升四合

内

木被下候間、弥そうよく仕、漆かき御年貢ニ上ケ可申候、代物を可

貳百五拾九石五斗九升三合

永荒

被下候、漆之実なり候て取候て可指上候、於向後楮・漆・桑木何れ

四拾九石壹升

寅之川成砂入

も如毎年あら子を切仕立候者ニハ、則其御百姓ニ可被下候間、此旨

壹斗四升七合

当川成

惣百姓中へ能々申聞せ、油断仕間敷候、為後日如件

壹石貳斗八升七合

当付荒

(慶安四年)
卯三月九日

(中村半右衛門)
中半右 (印)

残高貳拾八石貳斗九升七合

(山田兵左衛門)
山兵左 (印)

内

(喜多又左衛門)
喜又左 (印)

七石六斗壹升

小検見

大泉新田

庄屋百姓中

取米壹石七斗六升五合

貳石壹斗八升

畑方

取米三斗五升四合

拾八石五斗七合

取米六石七斗五升五合

定納 (印) 八石八斗七升四合

右之通極月十日限急度可皆済者也

六 寛文四年大泉新田年貢割付状

辰之歳免定之事

寛文四甲辰年十一月十五日

倉彦兵(印)

志平右(印)

上彦左(印)

徳長兵(印)

庄屋百性中

七 大泉新田開発略記

大泉新田開発略記

爰ニ先祖正木加兵衛藤原義次大坂一乱之後罷下り、大泉村ニ暫寓居いたし、同村廣野新田開発を存付養水溜池築留之場所市之原前坂東山ニ有之候故、右之段御領主

(松平定綱)松平越中守様江御伺申上候処、寛永十二亥年御領内御巡見之砌御

見分被為遊候而、開發可致旨蒙 仰候

一寛永十三子年正月十一日大溜御普請初被 仰付、寅年迄ニ致出来

候処、同年八月洪水ニ而大谷之所長七十間余切所ニ相成候ニ付、
從

(松平定綱)大守様南勢大神宮江代參可仕旨蒙 仰、則先祖加兵衛御代參相勤、

翌卯三月迄ニ御普請致出来候ニ付、為御褒美鞍着之御馬壺疋致拜

領候、同年四月 大守様大溜為御高覽被為在 御成候砌、加兵衛

御案内仕候処、御前江被為遊御召出、此溜中ニ主住候哉と被為在

御意候ニ付、住居仕候与申上候処、主者何ニ而候与被遊御尋候ニ

付、乍恐加兵衛与申主ニ而御座候与申上候処、御座奥ニ相成、甚

御機嫌潤敷被為在御座候由申伝候、同年八月御紋付御上下御合印

御免被 仰付候、同年九月右御拝領之御紋之通惣氏神へ付申度段

御伺申上候処、御免被成下候ニ付、氏神并御位牌前江付来申候、

同年九月十六日大溜雨水尾先ニ神明宮被遊御勸請、水上之所ニ而

田方七反十三步社領御寄附被成下、大泉新田・笠田新田両村之氏

神与御定被下、右社領之内米式俵宛為初穂毎年御師梅谷左近殿江

被遣、猶余分者神明宮遷宮祭礼等之手当ニ被下置候

一当村開發之儀寛永十三子年方正保四亥年迄ニ百町余之田畑を開、

数多之百姓招居候ニ付、勲功被為遊御褒美上田式町永代可致手作

旨御墨印致頂戴候、当所者山新田故早速不及豊作百姓共取続兼候間、加兵衛方々扶食をあたへ、御上納米等未進出来不申候様相賄遣候処、被為遊御褒美慶安二丑年正月御垢付之御鎗壹筋致頂戴候、右之通先祖正木加兵衛勤役筋内実法度ニ相叶候旨被為遊御褒美、承応式巳年四月自分之挑灯ニ御紋付ケ候旨御免被仰付致拝領候

(松平定綱)
大鏡院様御他界之後、御位牌致頂戴累代致安置御崇敬申候、猶御祥月并御年忌之節者、御廟拜参御免被 仰付候

一当村鎮主八幡宮者、正木加兵衛大坂方致護持候靈神也、猶又神明宮者、最初鍬初之場所上之壇ニ致勸請有之候処、寛永十七辰年九月十六日只今之社地江兩社共奉移候

一寛永十六卯年方御領内寄歩ニ而笠田新田御開発被遊巳年迄ニ致出来、加兵衛江支配被 仰付候、正保三戌年八幡新田御開発被遊、則加兵衛江支配被 仰付候、然ル処、明曆二酉年加兵衛依願笠田新田庄屋忠三郎江被 仰付、八幡新田役儀重蔵江被 仰付候事、
右偏

大鏡院様之御洪恩并先祖義次之勲功ニ候得者、本家相続之者者不

及申、従類至迄御重恩之程不可致忘却候、依之

大鏡院様御命日毎月廿五日也、先祖義次之命日毎月十八日也、精進等大切ニ可致候、為後年遺状如件

元禄十二歳
卯三月

子々孫々江

正木嘉兵衛
義直

八 作徳米御免につき差上一札

差上一札之事

一当村之儀最初御先祖正木嘉兵衛様御願被成、大分之金銀御物入ヲ以御開発被為遊候、初年方実のり不申候付夫食取続候迄作食等被下置、無相替下作百姓子孫迄取続キ難有奉存候、依之正保四年亥年方其田畑応シ作徳米上納仕候所、夫米・役米・夫金・草代御免之所、御上方此度被為仰付、依之我々相続難仕段御願申上候ニ付、作徳米地方取実宜相成候迄御免被下難有奉存候、然ル上ハ随分御

田地宜相成候様ニ相勤、大泉新田可有間ハ当村地頭と子々孫々迄
うやまい可申候、仍而一札連判如件

元禄十四年
巳十二月

大泉新田組頭

半兵衛 (印)

同断

九郎兵衛 (印)

同村下作百姓

六藏 (印)

孫兵衛 (印)

六右衛門 (印)

作右衛門 (印)

左右衛門 (印)

九平 (印)

三助 (印)

長七 (印)

与惣右衛門 (印)

清兵衛 (印)

長兵衛 (印)

仁左衛門 (印)

大泉新田地主

庄官彦右衛門殿

兵次郎 (印)

松兵衛 (印)

三右衛門 (印)

加右衛門 (印)

五郎兵衛 (印)

源七 (印)

孫八 (印)

左平 (印)

喜藏 (印)

庄兵衛 (印)

久兵衛 (印)

次郎助 (印)

仁平 (印)

七郎平 (印)

九 松平越中守様所替え御延引願につき口上書

乍恐口上書を以奉願候

勢州桑名御城附御領分惣村々不残

願人

惣百姓

一御地頭(松平定重)松平越中守様御所替之由、御領内惣百姓何共迷惑ニ奉存、

乍恐御詔申上候、当御地頭様之儀者九拾四年以前

権現様御舎弟松平古隠岐守様御入部以来、当越中守様迄五代御統被(徳川家康)
(松平定勝)

遊、殊古越中守様御跡撰津守様五拾四年以前西ノ年御遠行、御実(松平定綱)
(松平定良)

子無御座候ニ付、惣百姓共一同ニ松平河内守様御三男当越中守様

御養子ニ被為 仰付被下候得者、

権現様御枢機ニ而御守護御代々相統難有奉存候段、書付を以松平内

蔵丞様を御頼申上候ニ付、則御当地江御下難有茂達御 上聞ニ被

遊候由、願之通無相違被為 仰付、唯今迄御統被遊候

一近年桑名領郷方支配之御役人悪鋪非道ニ付惣百姓以之外困窮之段

当春達御耳、御詮儀之上右役人者不及申上、其類迄悉御仕置ニ被

仰付候上、百姓不便ニ思召、向後相統仕候様ニ御憐愍可被成下旨

御自筆を以惣百姓江被仰出難有奉存候処、御所替と御座候得者其御救も被下間敷と迷惑至極奉存候、御慈悲ニ惣百姓相統之力出来候迄御所替御延被為遊被下候者難有可奉存候

一御惣領因幡守様御家中方江茂殊外御慈悲ニ御座候由御領内惣百姓共承及未頼母敷御入部被遊候者、御救之御慈悲可有御座と朝暮相待罷有候処、御所替之由ニ付惣百姓一入迷惑仕候、御慈悲ニ因幡守様一度桑名江御入部被遊候以後御所替ニ被為 仰付被下候者難有可奉存候

右之通乍恐奉願上度追々百姓共罷下申候、御替被遊候御地頭様も御慈悲可被為成下候得共、年数九拾四年以来五代御統被遊候御地頭様ニ御座候間、惣百姓奉願候通御慈悲奉願候、以上

勢州桑名領村々

惣百姓

宝永七年寅十一月

御奉行所様

一〇 大鏡院様御位牌写形見として頂戴につき覚

(松平定綱)

一大鏡院様御位牌・御垢付鎗壱筋・御鞍着馬壱疋・御紋付御上下・

御合印御紋・上田式町其外品々先祖正木加兵衛被下置致拝領候

(松平定重)

一大守様宝永七寅歳十一月御得替被遊候ニ付、越後国高田迄御見送

御供仕候、御高恩之大守様儀故御名残惜奉存候ニ付、御代々様御

位牌写御願申上候処、御聞濟被成下御形見ニ頂戴仕候、以上

宝永七寅年
十一月

正木嘉兵衛
義昌

子孫之者江

一一 作徳米上納仕につき指上一札

(付箋)

「寛永十三方享保十七迄九十六年明、元禄十四方享保十七迄三十二歳明」

指上申一札之事

一当村之儀者貴殿御先祖御切発之田畑我々江御預ケ被成置、則作徳

米差上来り申候処、元禄十四年巳年方夫米・役米・山手米・夫金・

草代御取立ニ付御上納米多ク、下作百姓共難渋ゆへ土地宜ク相成

候まで作徳米御用捨被成被下難有奉存候、貴殿下作百姓之儀ニ御

座候得者、御身上御相続被成かたく時者御差凶次第先規之通作徳

米上納仕可申候、為後日一札如件

大泉新田

享保十七年
子八月

左治兵衛 (印)

九右衛門 (印)

孫兵衛 (印)

弥五兵衛 (印)

市 蔵 (印)

権太郎 (印)

庄次郎 (印)

九郎八 (印)

左五兵衛 (印)

左十郎 (印)

市太夫 (印)

六右衛門 (印)

三九郎(印)
与八(印)
作兵衛(印)
佐右衛門(印)
甚太郎(印)
三右衛門(印)
九郎兵衛(印)
作右衛門(印)
平七(印)
与惣右衛門(印)
清兵衛(印)
孫八(印)
五郎兵衛(印)
嘉右衛門(印)
長兵衛(印)
三右衛門(印)
仁左衛門(印)

地親
正木嘉重郎殿

久四郎(印)
兵次郎(印)
市兵衛(印)
長七(印)
甚九郎(印)
林右衛門(印)
長右衛門(印)
仁平(印)
長九郎(印)
源七(印)
久太夫(印)
松兵衛(印)
安兵衛(印)
万右衛門(印)

一一 神明宮・八幡宮・牛頭天王社勸請書

之表書附置候者也

神社奉勸精御事

右者寛永十六卯九月十六日

神明宮

松平越中守様より蒙御免奉勸精候御事

右之神社大泉新田開発寛永十三子正月十一日上之段水口草切初之場

正木嘉兵衛義正

所ニ正木嘉兵衛奉勸精候、則御墨印地之水上也、寛永十七辰九月十

宝曆拾年

(花押)

六日只今之社地奉移候御事

八幡宮

神社御改ニ付書物吟味之上改之子孫々伝候者也

右之神社正木嘉兵衛大坂より持知之御神也、屋鋪之内ニ奉勸精罷有

候所、扣居候下作百姓為 惣氏神辰之九月十六日只今之神社奉勸精

候御事

牛頭天王

右之神社日野繩生村方参候、下作百姓持知之御神也、右之者共罷帰

り申候ニ付捨り居申候所、天和三亥九月十六日彦右衛門取立奉勸精

候御事

右三社共大泉新田江扣居候、下作百姓為 惣氏神奉 勸精候、偏是

正木之家之神社氏神也、永々御修覆子孫方急度可被致事、仍而委細

一三 禰宜名跡讓るにつき一札

一札之事

一此度禰宜名跡之儀重三郎血筋之者ニ可被 仰付段、以御書付被仰付候ニ付、右十三郎家筋之私ニ而御座候ニ付、両村氏子中禰宜相續仕候様ニ御願被下忝仕合ニ奉存候、然共私シ家筋ニ而ハ御座候得共、十三郎血筋ニ而無御座候得ハ、私名跡之儀ハ十三郎血筋之者何方ニ而も両村氏子中相談之上ニ養子仕神職相譲り可申候、其節彼是出入ケ間敷儀申出鋪候、為後日一札如件

宝曆十二年
午八月

笠田新田
左次右衛門 (印)

右之通相違無御座候、以上

笠田新田組頭

源六 (印)

藤治 (印)

笠田新田兼帯
下笠田村庄屋

宇兵衛殿

大泉新田庄屋

嘉兵衛殿

一四 松平越中守様御機嫌伺につき覚

天明八年申六月

一松平越中守様桑名被為遊御通り候由及聞申候ニ付、私先規方由緒御座候ニ付御機嫌御窺申上度段照源寺様御咄シ申候所、其元者先規方此方江も参詣被致候事ニ御座候得ハ、右之段 越中様江可申上候間、桑名御通り之節者御機嫌窺ニ罷出可被申と被仰聞候ニ付、六月十一日照源寺様と一所ニ富田村迄罷出申候所、御川支ニ而十日方十二日迄津御逗留、十三日照源寺様と一所ニ大泉新田源三郎・太夫村若大夫八幡之宮ニ而御目見仕候而罷歸り申候、十三日神戸方四ケ市、御昼ニ而富田村御小休ニ而、桑名江七つ時前御本宿江被為遊御入候、夫方照源寺・圓明寺・長春院御参詣被為遊御歸り被為遊候、

当殿様ニも御本宿迄御見舞被為遊候、夫過ニ而御機嫌窺^として献上物五嶋鯛十蓮先規之旨ヲ以指上申候所、御取次横村儀兵衛様・水野錢治様御取次献上物御手帳ニ御書留メ被成候而御窺被成候所、御機嫌御うかゝわれ奇特^{キトク}ニ被思召候得共、献上物一流ニ御断被成

候故指戻し申候、御太儀存候、右之段被仰聞候ニ付持参仕罷歸り
申候ニ付、子々孫々迄申のこし候事

一手札ハ大泉新田庄官正木源三郎と相認め指上申候

一多戸西方村いなり不動院真養寺江者御代参ニ而御座候

一阿部治右衛門・堀田彦十郎扇子ニ而御座候

一古田近藤佐吉御くわしニ而御座候

一町いしや寺方共献上物一流ニ御断ニ御座候

右之通りニ而御座候、以上

天明八年
申六月

新田庄官
正木源三郎

一五 大溜・小溜水等につき取替させ置一札

為取替置一札之事

一大溜年々土砂馳込埋り多田方日損いたし候付、此度水下三ヶ村申
合、大溜下鳩岡谷ニ助溜御願申上築建候、右助溜地ひくの場所ニ

付宇野村田所江水引取申候、就右長魃之節大溜水拔仕廻常水ニ相
成候得者、分木ニ而割合右常水半分者宇野村江引取、半分者笠田
新田・大泉新田江引取可申候事

但助溜用水ニ而宇野村田所相養候内ハ、常水ニ不拘候事

一助溜水拔仕廻大溜ニ水有之候節者、是迄之通昼夜之無差別宇野村江
水引取可申候事

一大溜水分之儀者先規方相定候通之事

一大溜大樋方助溜江泥拔落不申候事

一大溜・助溜共鋪地米并樋尺八仕替、其外御普請仕立、諸入用之儀者
是迄之通十分一宇野村方可致候事

但助溜御普請鋪地米并諸入用等之儀ハ、残り九分之所笠田新田
方半分、大泉新田方半分可致候事

一助溜水入之儀者、岩田溜西之所方切入可申候、尤右岩田田地之儀
先年方有之候而小溜築立、除水絞出し等を請込候而養来り候得者、
右岩田ニ差障不申、勿論水入ニ手差致間鋪候事

一助溜井水路新堀普請之儀者、宇野村方一分通、残り九分ハ笠田新
田・大泉新田方半分ツ、可致候事

但以後井水浚等之儀者宇野村方可致答之事

一前文之通ニ而助溜築建候義ニ付、新樋用水之儀茂精々欠略可致候事

右之通今般大溜下御百姓末々迄一同至極納得之上相究候上者、前文
ケ条之通於後日少茂違乱無之候、為後証為取替一札、仍而如件

宇野村庄屋

市左衛門(印)

文化二年
丑九月

同村組頭

休三郎(印)

同村百姓惣代

与八(印)

同

甚三郎(印)

笠田新田兼帶庄屋

伊八(印)

同村組頭

源治(印)

同

安右衛門(印)

同村百姓惣代

廣治(印)

直五郎(印)

大泉新田庄屋

正木嘉兵衛(印)

同村組頭

仙蔵(印)

同

平五郎(印)

同村百姓惣代

新七(印)

常八(印)

一六 大溜分水日影石不埒につき申上

乍恐以書付御伺奉申上候

一大溜分水日影石

右者今日大泉新田水番之者大溜尻へ参り候処、日影石同村御用水
溝江投落し、猶又日請石之儀も引おこし罷在候旨相届申候ニ付、

早速右場所見分仕候処、前頭之通り不埒之所業いたし有之候ニ付、御用水引分方刻限相訳り不申、必至差支相成申候ニ付、乍恐以書付此段御伺奉申上候、已上

亥

五月廿九日

大泉新田庄屋懸り

正木加兵衛

笠田新田庄屋同断

二井兵三郎

大泉新田庄屋同断

懸野松之助

御代官所

一七 正木家旧記につき覚書

覚書

正木家所蔵

一旧記 悉皆

右ハ故嘉兵衛氏大泉新田開発之偉勲ヲ旌表ノ為メ有志者建碑ノ挙アリ、篆額ヲ旧桑名藩主松平定敬公ニ請フ、公旧記ノ一閱ヲ需ソラル、依テ東京邸へ郵送シ、公ノ閲覽ニ供セリ、茲ニ其概要ヲ録シテ、以テ本書ヲ還戻ス

明治三十七年五月十九日

桑名町ニ於て

松岡利弼（朱印）

一八 正木嘉兵衛の格式につき申渡

大泉新田

正木嘉兵衛

申渡

其方家筋之儀者旧功茂有之ニ付、平日帯刀差免、年頭御礼之節御目見被 仰付候

右之趣可被申渡候、以上

午十二月

御勘定所

二〇 正木嘉兵衛の大泉新田庄屋役申渡

清水茂兵衛殿

一九 正木嘉兵衛倅利助の大溜掛り見習申渡

申渡

其方儀、此度居村庄屋役申付候、入念可相勤候

大泉新田庄屋
故正木嘉兵衛倅
利助

丑
五月

御代官

申渡

其方養父嘉兵衛儀勤役中村内世話行届候旨相聞、且旧家之儀ニも有之、旁跡為相統苗字・袴差免大溜掛り見習申付候、入念可相勤候

二一 正木嘉兵衛の格式につき申渡

右之趣可被申渡候、已上

未八月

御勘定所

相澤甚右衛門殿

申渡

大泉新田
嘉兵衛

其方家筋之義者旧功茂有之候ニ付、平日帯刀差免、年頭御礼之節御目見被 仰付候

右之趣可被申渡候、以上

丑

六月

御勘定所

三輪代六殿

員辯郡第二区戸長補申付候事

壬申

四月

正木嘉兵衛

三重県

二二 正木嘉兵衛の大泉新田庄屋役申渡

大泉新田

正木嘉兵衛

二四 正木嘉兵衛の真宗教社副社長申付

申渡

其方儀、居村庄屋役申付候、入念可相勤候

午

六月

郡政局

出張所

真宗教社副社長申付候事

明治七年五月廿九日（朱印）

西善寺下門徒

正木嘉兵衛

常磐井大教正

資料解説

一、北条義時書状・將軍足利義滿御内書・伊勢守護畠山高国感状・徳川家康書状

三重県総合博物館が収集に努めてきた、本県に関わる文書資料の中から、鎌倉時代から安土桃山時代にかけての次の四点を選び、写真とともに掲載した。

① (承久四年・一二二二) 四月五日 北条義時書状

② (明德元年・一三九〇) 十月十四日 將軍足利義滿御内書

③ 建武四(二三三七)年四月十日 伊勢守護畠山高国感状

④ (天正十二年・一五八四) 五月十五日 徳川家康書状

①・②は、伊勢国内の荘園の訴訟に関するもの、また③及び④は、伊勢国内の合戦に関する文書である。

①は、承久四年正月に寺領に置かれた地頭職の停止を求めた醍醐寺に対して出されたもので、文書の裏面には鎌倉幕府二代執権であった北条義時の花押が据えられている。また②は、当時、智積御厨の領家職を有していた醍醐寺理性院の僧への、同御厨の返却を伊勢守護に指示したものである。保存状態がよく、発給当時の状態をよく保っている。

③は、伊勢国朝明郡を本拠としていた本間氏に伝来した文書で、本間文書は南北朝期の地方武士の動向を知る史料として知られるが、早くに散逸し、一部は現在、当館のほか、早稲田大学等に所蔵されている。

④は、文書の宛である小浜氏に伝来した文書とみられ、小浜光隆宛の徳川秀忠書状とともに購入した。

二、伊藤又五郎家文書

津町年寄であった伊藤又五郎家文書は当館の購入文書で、『三重県史』資料編中世、資料編近世、資料叢書に多数翻刻掲載されている。「由緒書」によれば、伊藤又五郎家の先祖は綿谷平六兵衛といい、安濃の諸郷を領して軍功があったという。その後、

長野氏に所属し、織田氏・富田氏に仕えた。五代目又五郎は富田氏支配下では観音寺村で知行一〇〇石を拝領し、津町や付近の村々の支配を申し付けられた。その知行宛行状は文書中にある。富田氏が転封し、代わって藤堂高虎が伊賀・伊勢国に入封すると、町人として一〇人扶持・切米二五石を下付され、家中並の格式を与えられた。七代目又五郎は一〇石五人扶持を下付され、寛永十九（一六四二）年頃には津興組大庄屋と津町惣年寄を務めている。その後も代々又五郎と名乗り、継続して津町の町年寄として津町の運営に携わった。

今回翻刻した資料は、伊藤又五郎家の由緒書、宝永三（一七〇六）年の役料米下付書付、初代藩主藤堂高虎二〇〇回忌法事に際して菓子一箱を献上したい旨の願、宝暦九（一七五九）〜十一年にかけての格式記録、伊藤家が藩主より拝領した着類の覚、病気による退役隠居願の由緒や格式などを表す伊藤家の家政に関する資料である。伊藤又五郎家文書は、近世初期からの資料群で領主書状、町支配に関する文書が多数含まれている。そのため、『三重県史』をはじめとして、政治・経済に関する資料が翻刻されており、それらと重複しないような資料を翻刻した。政治・経済関係資料ともあわせて非常に貴重な資料である。また、伊藤又五郎家文書の資料がいろいろな書籍に翻刻掲載されているが、それらがわかるように本編の最後に表を付した。

三、正木家文書

正木家文書は、員弁郡大泉新田に居住し、大泉新田の開発主として代々庄屋を務めた正木家に伝来した文書群で、平成二十八年に当館に寄贈されたものである。

元禄十二（一六九九）年三月に正木嘉兵衛義直により子孫へ宛てて書かれた「大泉新田開発略記」によれば、大溜（笠田大溜）の普請は、桑名藩主松平定綱の寛永十二（一六三五）年の領内巡見にあたって正木家の先祖加兵衛義次に開発を仰せ付けられ、翌十三子年から普請がはじまり、寅年まで三か年で完了した。しかし、その年八月には洪水が起こり堤が切れた。その後修復を行い、寛永十六年三月には普請が完成した。四月には藩主定綱が巡見を実施し、加兵衛は定綱を案内した。八月には加兵衛は紋付き袴や合印を許され、九月には神明宮を勧請して七反一三步を社領とし、大泉新田・笠田新田両村の氏神と定めた。

また、大泉新田の開発は、寛永十三年から正保四（一六四七）年までに一〇〇町歩余りを田畑として切り開き、そこに多くの百姓を招き入れた。その功績の褒美として上田二町を永代手作する旨の墨書を頂戴した。加兵衛はそこが山新田であり豊作とならなかったために、年々百姓に食べ物を与え、未進米が出ないように努めた。その功績が認められ、慶安二（一六四九）年には鎗一筋を拝領した。承応二（一六五三）年には提灯への紋付きを許された。定綱の死後には位牌を頂戴したので、崇敬し年忌には廟の参拝を許された。

笠田新田は寛永十六年より開発を始め、十八年に完成し、加兵衛が支配することとなった。正保三年には八幡新田が開発され、加兵衛支配となった。明暦三（一六五七）年には加兵衛の願いにより笠田新田の庄屋は忠三郎へ仰せ付けられ、八幡新田庄屋は重蔵へ仰せ付けられた。これらのことは、定綱の厚恩と先祖の勲功によるものであり、そのことを忘れないように遺言している。今回紹介する正木家文書は、桑名藩主松平定綱が大溜の見分に來るにあたっての書状、大泉新田開発の褒美、漆育成の達、大泉新田への納税賦課書である年貢割付状、大泉新田開発経緯書、作徳米御免の一札、松平越中守家所替えの延引願、松平定綱位牌頂戴覚、作徳米上納一札、神社勸請覚、禰宜名跡譲り状、桑名藩主への御機嫌伺い、大溜・小溜の水分配一札、水分配の不埒申し上げ、正木家の格式を表す桑名藩の申渡など家政に関係する文書である。

あとがき

本冊では、当館に所蔵されている購入・寄贈文書の中から鎌倉時代から安土桃山時代にかけて発給された文書、伊藤又五郎家文書、正木家文書を抽出して掲載しています。

総合博物館購入文書は、三重県立博物館時代に購入した文書です。伊藤又五郎家文書は、古くは『津市史』などの自治体史に引用され、近年では『三重県史』等に翻刻掲載されて、津藩前期の政治・経済など藩政を物語る資料として活用されてきました。しかし、伊藤家の由緒や格式など家に関する資料については、あまり注目されず解説等で紹介される程度でした。そこで、本冊では伊藤家の家に関する資料を抽出し、翻刻掲載しました。また、当館では開館以来多くの古文書などの歴史資料が寄贈されてきましたが、それらの歴史資料の中から正木家文書を抽出して翻刻することができました。正木家文書には員弁郡大泉新田開発に関連した文書が多く含まれます。

今回翻刻掲載した文書は、いずれも当館の資料閲覧室で実物を閲覧していただくことが可能なものです。津藩や桑名藩の歴史・文化研究の基礎的史料として、地域史の学習などに活用していただき、郷土やそこでくらしした先人たちへの親しみを一層深めていただければと思います。

当館の資料叢書では、今後とも、三重県の自然や歴史・文化にかかわる基礎的な資料をはじめ、関連資料を順次刊行してゆく予定です。ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

三重県総合博物館資料叢書 No. 04

平成三十年三月二十七日発行

編集 三重県総合博物館

発行 津市一身田上津部田三〇六〇

電話 〇五九（二三八） 二三八三

FAX 〇五九（二三九） 八三二〇

印刷 共立印刷株式会社

津市安濃町今徳西前野九〇一

電話 〇五九（二六八） 四一一一

MieMu | みえむ |